

第2期 平田村障がい者計画

[令和3年度～8年度]

第7期 平田村障がい福祉計画

[令和6年度～8年度]

第3期 平田村障がい児福祉計画

[令和6年度～8年度]

令和6年3月

平田村

第 2 期 平 田 村 障 が い 者 計 画
第 7 期 平 田 村 障 が い 福 祉 計 画
第 3 期 平 田 村 障 が い 児 福 祉 計 画

— 目 次 —

I	計画の趣旨	
1	計画の趣旨・基本理念と目標	1
2	計画の目的と期間	2
3	計画の策定体制	4
II	平田村の現況と障がい者を取り巻く状況	
1	人口の推移	5
2	今後の人口の見通し	6
3	手帳所有者の状況と見通し	7
III	基本計画（第 2 期平田村障がい者計画）	10
1	各種施策の課題・目標と方策	10
IV	実施計画	
IV-1	第 7 期平田村障がい福祉計画	15
1	計画の基本理念と目標	15
2	障がい福祉サービス利用者等の見通し	19
3	地域生活支援事業利用者等の見通し	29
4	自立支援医療と補装具受給者等の見通し	33
5	計画全体における目標の設定	35
6	「この先」に配慮した仕組みづくり	37
IV-2	第 3 期平田村障がい児福祉計画	38
IV-3	共通事項	
1	サービス見込量および提供確保のための方策	42
2	その他の支援の強化	46
3	成年後見制度について	51
V	資料編	
1	改正障害者基本法の概要	54
2	第 7 期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて	56
3	村内障がい者が利用しているサービス施設	58
4	難病患者の対象疾病一覧	61
5	計画策定に係るアンケート結果(手帳所持者)	65
6	計画策定に係るヒアリング結果(各事業所等)	78
7	用語説明	81

I 計画の趣旨

1 計画の趣旨・基本理念と目標

計画の趣旨と各計画の性格について

近年の我が国の障がい保健福祉施策においては、平成 25 年に障害者自立支援法が障害者総合支援法へ移行されたことにより、障がいのある人がより個人として尊重されることが重視され、安心して日常生活や社会生活を送るために必要なサービスを受けることができるよう改正されました。

平田村では、これまでの障がい福祉計画の基本的な考え方を受け継ぎ、上位計画として平田村障がい者計画を設定し、障がい者が安心して暮らすための基盤づくりを計画的に進めるべく本計画を策定します。

なお、本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」としての障害者に関わる施策の基本的な方向性を定める計画であるとともに、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」としての障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業について、各年度のサービス種類ごとに必要な見込量とそれを確保するための施策を定めるものです。また、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を、市町村障害福祉計画と一体的に作成するものです。

■「障がい」の表記について

- (1) 「障害」の「害」の字が持つマイナスのイメージや当事者の方への配慮から、法律名や固有名詞を除き、「障がい」と表記しています。
- (2) 法律や条例等の名称、団体の名称、施設の名称、催し物の名称、行政の担当課の名称等については、そのまま「障害」と表記しています。

■「障がい者」及び「障がいのある人」の表記について

- (1) 原則として、当事者を表す言葉としては、「障がいのある人」と表記しています。
- (2) 条例等で「障がいのある人」と表記することが難しい場合は、「障がい者」と表記しています。

計画の基本理念と目標

基本理念： 地域の輪の中で 自分らしく生きる

障がいのある人が、それぞれの個性と能力を最大限に活かして自分らしい生活が送れるよう、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」、「インクルージョン」の理念に基づき安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現を目指します。

計画の目標

この計画は、この基本理念をもとに、長期的な視点に立って、福祉施策の総合的・体系的な推進を図ります。また、基本理念を補完するための項目を計画内に配置し、目標の達成を目指します。

2 計画の目的と期間

第2期平田村障がい者計画と第7期平田村障がい福祉計画および第3期平田村障がい児福祉計画の期間について

現行の第2期平田村障がい者計画の期間は、令和3年度を初年度とし令和8年度までの6年間です。また、第7期平田村障がい福祉計画および第3期平田村障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。なお、国の制度改革等に伴い見直しが必要となった場合は、随時見直しを行うこととします。

計画の対象となる障がい者は、改正障害者基本法による身体・知的・精神障がい者（発達障がい者を含む）、難病患者（366疾病が対象）です。

表 各計画の関係表

障がい者計画で策定する事項	障がい福祉計画で策定する事項
[総論] ○ 基本理念、目標等 ○ 計画期間 [各論] ○ 障がい者の現状等 ○ 主な整備目標 ○ 施策の展開 1 啓発・広報 2 生活支援(平田村障がい福祉計画) 3 相談体制の整備と情報収集・提供 4 保険・医療・福祉サービス 5 教育・育成 6 雇用・就業 7 コミュニケーション・コミュニティ 8 障がい保健福祉に関する行政等の生活基盤づくり 9 緊急時の安全対策と防犯・防災対策の推進	1 計画の目標 2 基本理念に係る事項の見直し 3 障がい福祉サービス利用者等の見通し 4 地域生活支援事業利用者等の見通し 5 自立支援医療と補装具受給者の見通し 6 「この先」に配慮した仕組みづくり
	障がい児福祉計画で策定する事項
	1 計画の目標 2 障がい児通所支援利用者等の見通し 3 地域生活支援事業利用者等の見通し 4 サービス見込量確保のための方策

表 各計画の期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
平田村 障がい者 計画	第2期障がい者計画						第3期障がい者計画					
平田村 障がい 福祉計画	第6期計画			第7期計画			第8期計画			(第9期計画)		
平田村 障がい児 福祉計画	第2期計画			第3期計画			第4期計画			(第5期計画)		

【SDGsの取組との関連性】

本計画では2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現のため、各サービスの推進に努めます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第5次平田村総合計画後期基本計画において、自治体行政の果たし得る役割を示した17のゴールのうち、障がい者福祉と関連付けられているゴールは、以下のようになっています。



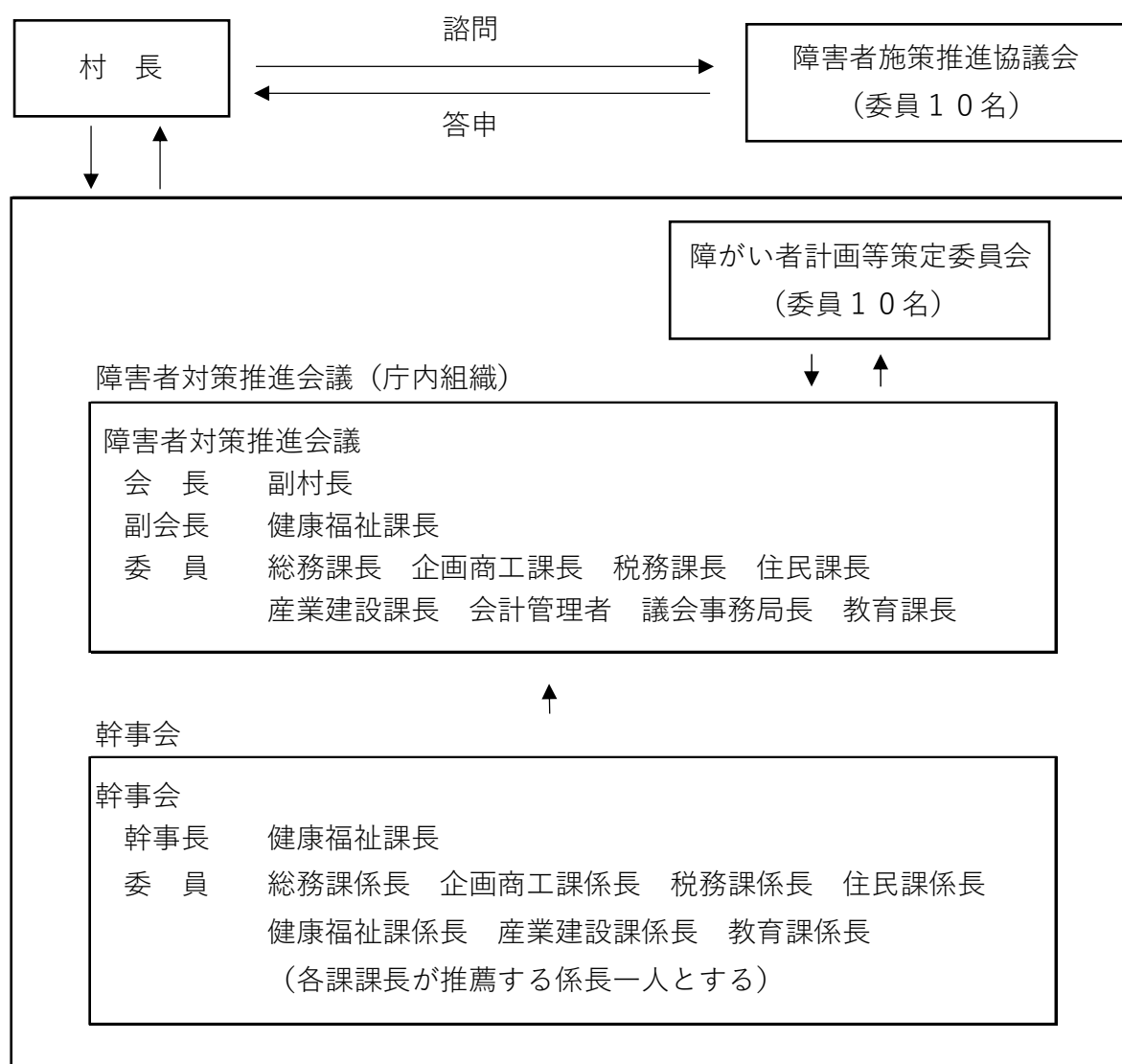
3 計画の策定体制

障害者施策推進協議会が諮問機関

「障害者施策推進協議会」は、計画に関して村長の諮問に応じ審議し答申を行います。計画案を作成、検討する庁内組織は、課長等で構成された「障害者対策推進会議」と係長で構成された「幹事会」です。

また、計画の策定にあたっては、本村の特性に応じた事業を展開するため、行政機関だけではなく、福祉関係者や各種団体などで構成する「平田村障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員会」を設置しています。

図 計画策定体制



Ⅱ 平田村の現況と障がい者を取り巻く状況

1 人口の推移

村内における人口の動向について

令和5年（10月1日現在）の本村の人口は5,555人で、5年前に比べ6.4%減少しています。特に子どもを出産する若年層の村外流出が進むに伴い0～4歳児も減少しています。また、65歳以上の人口が増加し高齢化も進んでいます。

表 人口の推移

単位：人、％

区 分	令和2年		令和5年	増 減	増減率	年齢構成		
						R2年	R5年	
0～4歳	141	→	120	-21	-14.9	10.1	9.6	年少人口
5～9歳	218	→	178	37	26.2			
10～14歳	240	→	234	16	7.3			
15～19歳	256	→	231	-9	-3.7	57.1	53.8	生産年齢人口
20～24歳	250	→	201	-55	-21.5			
25～29歳	227	→	189	-61	-24.4			
30～34歳	260	→	220	-7	-3.1			
35～39歳	334	→	298	38	14.6			
40～44歳	345	→	331	-3	-0.9			
45～49歳	324	→	338	-7	-2			
50～54歳	338	→	296	-28	-8.6			
55～59歳	487	→	383	45	13.3			
60～64歳	572	→	500	13	2.7	32.8	36.7	老年人口
65～69歳	579	→	595	23	4			
70～74歳	420	→	527	-52	-9			
75～79歳	284	→	304	-116	-27.6			
80～84歳	293	→	233	-51	-18			
85～89歳	221	→	210	-83	-28.3			
90歳～	149	→	167	-54	-24.4			
合 計	5,938	→	5,555	-383	-6.4	100.0	100.0	

資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

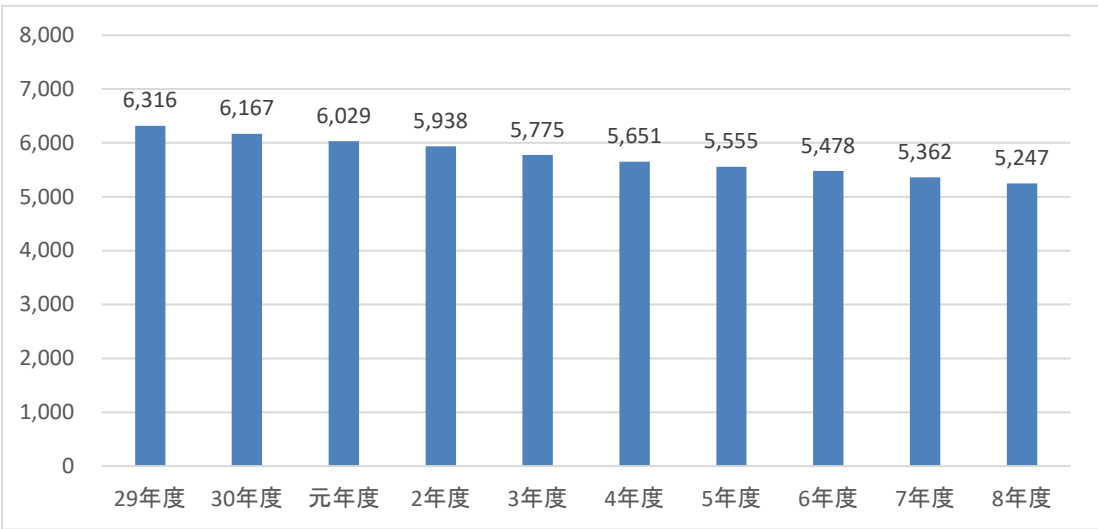
2 今後の人口の見通し

今後も過疎化が進展

本村の人口は、今後も自然減、社会減により徐々に減少することが見込まれます。

平田村住民基本台帳を基に集計、推計すると、本村の総人口は令和5年度の5,555人から減少傾向のまま推移し、令和8年度では5,247人（5.5%減）になると予想されます。

図 本村の今後の人口の見通し



資料：平田村住基人口（各年10月1日現在）より

表 ライフステージ別人口の経過と見通し

単位：人、%										
	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
総人口	6,316	6,167	6,029	5,938	5,775	5,651	5,555	5,478	5,362	5,247
乳幼児(0～5歳)	245	205	183	166	163	160	144	122	118	113
学齢期(6～17歳)	646	623	612	579	542	530	535	588	559	531
成年期(18～64歳)	3,624	3,484	3,317	3,247	3,080	2,954	2,840	2,735	2,646	2,563
高齢期(65歳～)	1,801	1,855	1,917	1,946	1,990	2,007	2,036	2,033	2,039	2,040
乳幼児(0～5歳)比率	3.9	3.3	3.0	2.8	2.8	2.8	2.6	2.2	2.2	2.2
学齢期(6～17歳)比率	10.2	10.1	10.2	9.8	9.4	9.4	9.6	10.7	10.4	10.1
成年期(18～64歳)比率	57.4	56.5	55.0	54.7	53.3	52.3	51.1	49.9	49.4	48.9
高齢期(65歳～)比率	28.5	30.1	31.8	32.8	34.5	35.5	36.7	37.1	38.0	38.9

資料：平田村住基人口（各年10月1日現在）より

3 手帳所有者の見通し

(1) 手帳所有者の状況と見通し

身体障がい者手帳所有者の高齢化が進行、総数は横這いの見込

令和5年度（10月1日現在）の身体・療育・精神保健福祉手帳所有者の合計は411人、内訳は身体障がい者が最も多く261人、次いで知的障がい者が88人、精神障がい者が62人で、特に知的障がい者と精神障がい者が増加傾向にあります。

身体障がい者手帳については、病気やケガなどによる新規取得者は一定数いるものの、一方で加齢による自然減も伴うため、手帳所有者の総数は減少の状態が続くものと推測されますが、団塊の世代の高齢化に伴い、身体障がい者手帳所持者のうち65歳以上が占める割合の増加が予想されます。発達遅滞等による療育手帳の所持者については、健診等で発達の遅れが指摘された子どもに対する早期の療育への取り組みにより、乳幼児期および学齢期での新規申請が見込まれます。精神保健福祉手帳の取得についても、精神疾患等の新規の対応が近年増えており、治療の状況によって新規で手帳の申請を行う事案が見込まれます。これらのことから、令和8年度の各手帳の所有者総数は415人となる見通しです。

図 障がい別手帳所有者の見通し

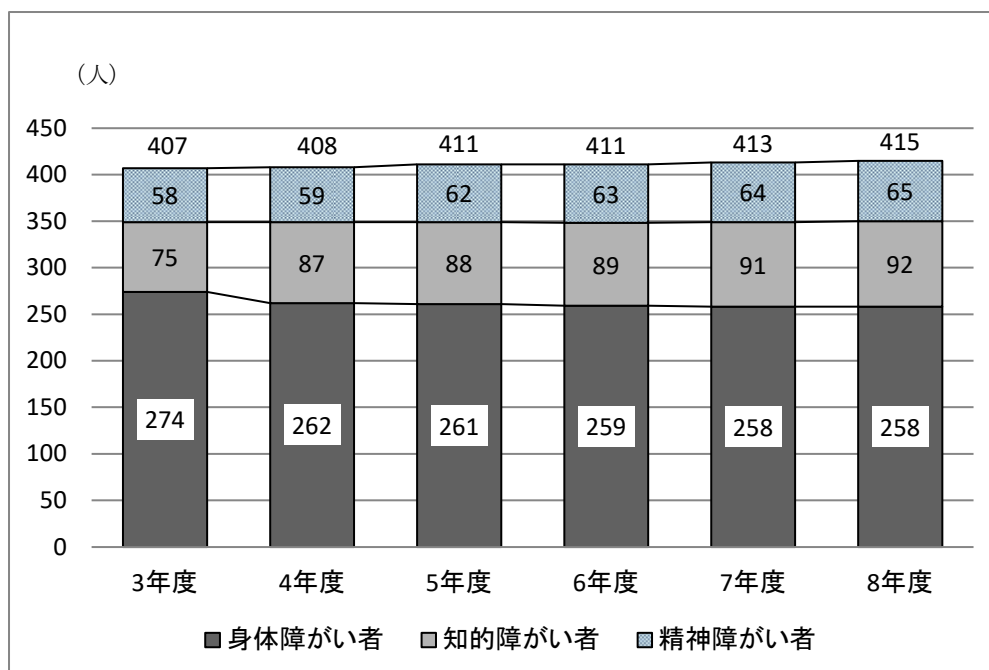
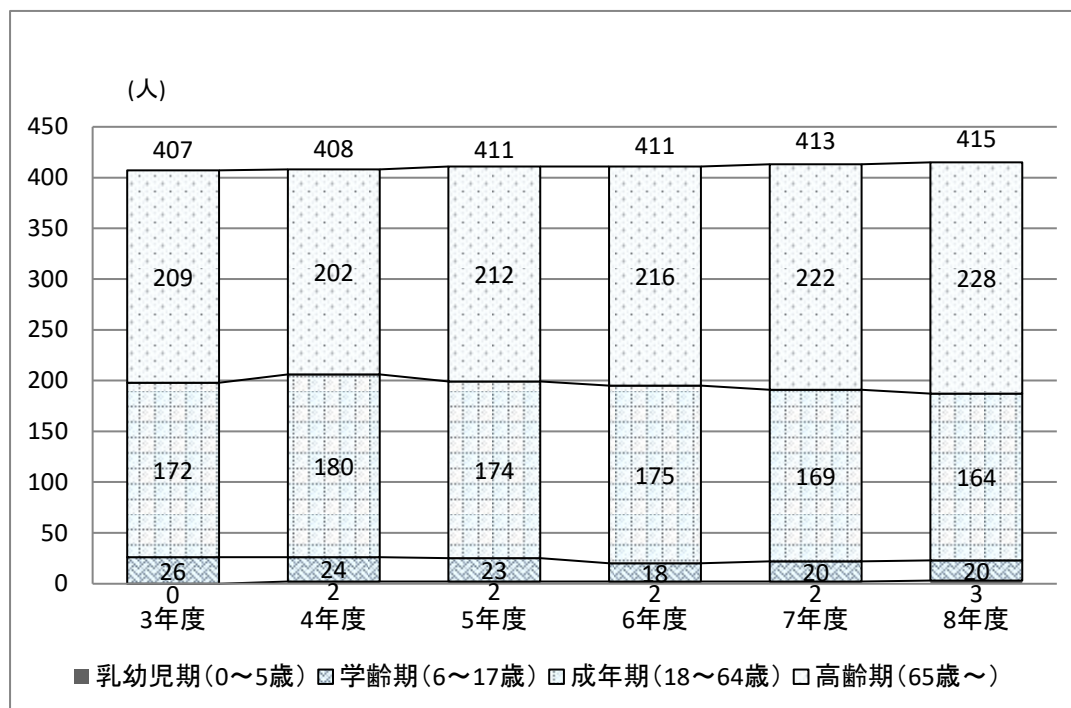


図 年齢別手帳所有者の見通し



資料：健康福祉課（各年度 10 月 1 日現在）

（２）福祉サービス等における課題

アンケート調査から見た課題について

本計画の策定にあたり、令和 5 年 8 月に障がい者手帳所持者の方および住所地特例で村外の施設に入所されている方、合計 371 人を対象にアンケート調査を実施し、179 人（48.2%）の方から回答を得ました。

回答された方の大半が、必要に応じてヘルパーや通所サービスなどを受けながら引き続き在宅での生活を希望されており、支援の内容についても、日常の食事や家事にかかる支援や通院、買い物等で外出する際の移動や付き添いにかかる支援、障がい者同士や健常者の方と交流する場が欲しいなど、自分らしい生き方を求め、普段の生活に密着した福祉サービスがより多岐にわたって求められています。

災害時のサポート体制についても積極的な回答が見られ、東日本大震災や近年の台風災害などを経験している中で、発災時の避難の方法や避難所での過ごし方など、より具体的な事項を示す必要があると再確認されました。

また、地域のことや障がいについての情報を得るための情報源は、村の広報や役場の窓口、病院での話などが多く、さらに困っていることをどこに相談してよいか解らない、いつでも気軽に相談出来る場所が欲しいという意見もあり、今後の相談支援体制の充実が求められています。

障がいのあるお子さんをお持ちの方からは、通学にかかる移動手段の確保や療育にか

かる施設の充実、個々の能力や障がいの状況にあった指導体制を充実して欲しい等の意見がありました。特に移動手段の確保と学校外における児童通所サービス等の療育に関する資源に関しては、村内に利用出来る事業所が無いために村外の施設の利用がなされていることから、今後は保護者の方の働き方や家族の状況まで含めた幅広い支援が受けられるよう体制を作ることが必要とされます。

潜在的な課題について

アンケート調査により確認された課題の他に、近年の社会構造の変化や中山間地域特有の地理的要件や生活様式に由来する課題も少なからず存在し、継続した取り組みが求められています。

- ・ 障がい者の高齢化、家族の高齢化が進行し、8050 問題としての双方への対応や、家族の高齢化により歳を重ねてから当事者に発達等の障がいがあることが発覚し、受診や手帳の取得、サービス利用などの対応を必要とするケース。
- ・ 年金や工賃等の限られた収入の中で生活されている方が、年金や工賃を一度に浪費して生活資金が不足するなど、金銭的な問題を抱えるケースに対する対応。
- ・ 稼働能力は有していても、運転免許を所持しておらず就労に繋がりにくい。

また、運転免許を所持していない方が問題の把握や治療のために村外の医療機関への受診が必要であっても、公共の交通手段が乏しく移動が大変である。

Ⅲ 基本計画（第2期平田村障がい者計画）

1 各種施策の課題・目標と方策

主な整備目標と施策の展開について

統計等による現状をふまえ、以下を今後の課題、目標および施策とします。

（1）啓発・広報

障がいがある人もない人もお互いを理解して尊重し、地域全体で支え合える社会を築いていくために、障がいに対する「物のバリア」「心のバリア」を解消するため、様々な機会を捉えて広報や啓発活動を行います。また、事業所における合理的配慮の提供の義務化に伴い、障がいのある人の特性や職場の状況を踏まえた合理的配慮について、理解を深める取り組みを推進します。

○具体的な施策

- （1）村広報紙やホームページなどを活用し、障がい者施策に関する案内や人権問題などに関する記事掲載を行い、障がいに対する理解の促進を図ります。
- （2）各障がいに応じ表現の方法を工夫して情報を発信し、必要な時に的確な情報が得られるようにします。

（2）生活支援（第7期平田村障がい福祉計画）

障がいのある人がそれぞれの個性と能力を最大限に活かして自分らしい生活が送れるよう、第7期平田村障がい福祉計画においてサービス利用量の具体的な見込や目標値を設定し、安心して効果的にサービスの利用が出来るようにすることで、住まいや生活面での支援を行います。

○具体的な施策

第7期平田村障がい福祉計画に基づいた障害福祉サービスの利活用を図ります。

（3）相談体制の整備と情報収集・提供

障がいのある人における相談支援については、村内の相談支援事業所と石川地方障がい者基幹相談支援センターが連携することによって、村内においての相談支援体制がより充実したものになりました。今後は、障がいのある人が日常の困っていることを気軽に相談出来る体制づくりに取り組みます。

○具体的な施策

相談支援事業所および石川地方障がい者基幹相談支援センターとの連絡体制を密にし、相談を受けてから早い段階で具体的な対応策や障害福祉サービスの利用に繋げる体制づくりに努めます。

（４）保健・医療・福祉サービス

障がいの早期発見、治療による軽減を促すためには保健・医療体制の整備が重要と考え、乳幼児期から高齢期までを通しての適切な保健事業の実施により、少しでも早い障がいの発見、早期対応に努めます。また、心身の健康づくりなどについての知識の普及啓発など保健事業の充実を図ります。

○具体的な施策

（１）早期発見・治療体制の充実

各種健康診査などを適切に受けるよう働きかけを行い、疾病や障がい疑われた場合には早期に医療機関の受診等へ繋ぐ体制をつくります。また、医療面での心配事を保護者や支援者が気軽に相談できる体制を整えます。

（２）保健サービスの充実

障がい者の健康の保持・増進に資する保健サービスについて、「健康ひらた２１計画」に基づき適切な実施に努めるとともに、各種保健事業の実施にあたっては障がい者が利用しやすい環境づくりに努めます。また、障がい福祉サービス提供機関との連携を踏まえたサービス提供体制の充実を図ります。

（３）医療・リハビリテーションの充実

障がいの軽減、障がいの原因となる疾病や外傷などへの対応のため、関係機関との連携のもと、治療やリハビリテーションなど医療体制の拡充を働きかけます。

（４）精神保健・医療の充実

心の健康づくりのため、学校、職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等を提供する機会の充実を図り、精神疾患の早期発見に努めます。

（５）教育・育成

障がいのある子どもの保護者等が障がいを理解して受け止め、その特性にあった子育てや教育が早期かつ適切に行えるよう、障がいについての情報提供や専門的な相談・指導などきめ細やかな支援を行います。

○具体的な施策

サポートファイルを導入し、日頃から教育、保健、医療、福祉等の関係機関と連携することにより、特別支援学級等での教育、成長過程を通じて一貫した相談体制の整備を図り、障がい児の健やかな成長を応援するための環境づくりに努めます。

また、健診等で療育面での支援が必要とされた児童については、保護者や保健師等関係者で調整し、必要に応じて障がい児通所支援などのサービスに繋ぐことでより早い段階でのサポートを実施します。

(6) 雇用・就業

障がい者が生きがいを持って地域で自立して生活していくうえで、日中における活動や過ごし方は大切であり、特に就労は生活のリズムや生活するための金銭を得るうえで重要な要素です。本村においてもサービス提供事業者と連携して適切なサービスの利用を働きかけるとともに、ハローワークや関係機関から得た情報の提供について積極的に取り組み、新たな就労へ結びつくよう取り組みます。

○具体的な施策

- (1) 石川地方地域自立支援協議会と連携し、障がい者の雇用にかかる情報収集に努めるほか、特別支援学校、障がい福祉サービス事業所やハローワークをはじめとした関係機関と連携を取り、雇用情報の提供を図ります。
- (2) 相談支援事業所や障がい者就業・生活支援センターとの情報交換を常に行い、相談者が自分に合ったサービスを選択し、利用出来るような体制を整えます。

(7) コミュニケーション・コミュニティ

障がい者が充実した生活を送るため、地域でのスポーツや文化活動、レクリエーション活動などを気軽に楽しむことができるよう、障がいのある人でも参加出来るスポーツ・文化活動の活性化を図るとともに、それらの活動を通して様々な人と交流できる環境づくりに努めます。

また、常に介護が必要な方に対する日中の居場所づくりや適切なサービス提供について、障がい者本人はもとより、その家族等への支援を行い、併せて地域の人が自分たちで出来る支援と一緒に考えながら、障がいのある人が安心して自立した生活を継続できる社会の実現を目指します。

○具体的な施策

(1) 日中活動の促進

働くことや自分の能力を通して地域社会に参加できるよう、自立のための訓練や知識、技術の習得及び日常の居場所としての機能を持った日中活動系サービスの確保・提供に努めるとともに利用促進を図ります。

(2) スポーツ、文化活動等の振興

生きがいづくりや心身のリハビリテーション効果による豊かな生活を実現するため、スポーツ・レクリエーション及び文化活動への参加機会の確保に努めます。

また、障がい者のスポーツ・レクリエーション及び文化活動の振興にあたっては、みんなで気軽に交流できる機会の拡大に努めます。

(8) 障がい保健福祉に関する行政等の生活基盤づくり

全ての人が安全で快適に過ごせるよう、障がい者だけでなく高齢者や子ども連れの方などすべての人に使いやすく設計する「ユニバーサルデザイン」の考え方に基づいたハードの整備が近年求められています。また、障がい者が日常生活を営む上で必要な情報を容易に得られるように配慮することも必要です。このため、ハード面やソフト面においてユニバーサルデザインの視点に立った地域づくりを進める必要があります。

○具体的な施策

(1) 公共施設のバリアフリー化の推進

障がい者や高齢者等がスムーズに利用できるよう、官公庁施設、その他の公共施設については「福島県人にやさしいまちづくり条例」に基づいた配慮、措置を図る必要があるため、段階的な改善を図ります。

(2) 情報のバリアフリー化の推進

生活に必要な情報を迅速かつ正確に入手することは、地域で生活していく上で重要ですが、障がいの種類によっては情報を得るための手段が限られてしまうため、情報不足になりがちです。個々の障がいに応じた適切な支援を行うため、日常生活で困ったことを気軽に相談できる体制の整備と、障がい者が的確な情報を得られるよう情報のバリアフリー化を進めます。

(3) 住宅の整備と入居支援体制の整備

障がい者の生活を支援し、施設や病院の退所・退院が可能な障がい者の円滑な地域への移行を進めるため、生活の拠点となる住宅についても併せて整備していく必

要があります。公営住宅については安全性、利便性を重視し、建設、改修時期に合わせた建物のバリアフリー化を推進し、一般住宅への入居を希望している障がい者に対しては、必要な改修を行うための相談体制を整備します。

(4) 移動・交通対策の充実

道路整備に伴う歩道の改良など、障がい者が地域で安全で安心した生活を送れるよう努めます。また、必要に応じユニバーサルデザインを取り入れた資材の活用や施工方法を取り入れる等、安全対策にも取り組みます。

(9) 緊急時等の安全対策と防犯・防災対策の推進

障がい者が地域で安心して生活するためには、安全な生活環境づくりが重要です。台風や地震などの大規模災害が発生した場合には、障がい者や高齢者への的確かつ迅速な支援が重要になります。地域における防災組織や関係機関と連携し、避難対策を講じるとともに、互助精神による連絡網を整備する必要があります。

○具体的な施策

- (1) 福祉関係機関による地域の見守り活動の強化と、単独での避難が困難な方が発災前から避難までを円滑に行えるよう、地域住民や障がい者同士で助けあうネットワークづくりの充実を図ります。
- (2) 火事・事故を未然に防ぐため、防災知識の普及・啓発を図り、障がい者や高齢者が使いやすい防犯・防災設備の普及に努めるとともに、警察・消防等関係機関に対し理解と協力を求め、地域ぐるみでの防犯・防災体制づくりを推進します。

第7期平田村障がい福祉計画

第7期平田村障がい福祉計画は障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障がい福祉サービス等の確保に関する計画となります。また、平田村障がい者計画の施策のうち、「生活支援」に関する実施計画として位置づけられます。

1 計画の基本理念と目標

計画の目標は、第6期計画のスローガン「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を継承し、さらには「インクルージョン」についても基本理念として以下のように設定する。

安心して地域で自立した生活を継続できる社会の実現



● ノーマライゼーションとは

障がいのある人も障がいのない人と同様に地域社会の中で普通の生活が送れるよう条件を整え共に生きる社会を実現することである。

● リハビリテーションとは

障がいのある人の身体的・精神的・社会的な適応能力の回復のため技術的訓練にとどまらず、障がいのある人のライフステージのすべての段階で、自主性・自立性・自由といった人間本来の生き方の回復・獲得を目指すことである。

● インクルージョンとは

障がい者を同じ社会のなかで支え、個性を尊重するとともに多様性を活かそうという概念で、すべての人の尊厳が守られ共生できる社会を目指すことである。

今期計画の策定に合わせて国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）の一部を改正する告示がなされ、以下の内容が指針内に追記されました。

2 基本理念に係る事項の見直し

※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）より

（１）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

重度障害者向けのグループホームなど地域のニーズを踏まえたグループホームの整備の推進、また、強度行動障害を有する者への支援体制の充実、地域生活への移行・継続を支援するサービス提供体制の整備促進や住宅施策との連携による住宅確保の支援の推進、地域生活支援拠点の整備の努力義務化並びに地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進や、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援を充実すること等により、地域生活を希望する者が地域へ移行して暮らしを継続することができるような体制を確保すること。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

医療計画との連携や、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された体制の整備及び医療計画との緊密な連携の重要性を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組むこと。

（３）福祉施設から一般就労への移行等の支援

障害者の多様なニーズに対する支援を推進する観点から、就労選択支援の創設や企業等での働き始めや休職から復帰を目指す場合に、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用法令上可能とすることなどについて方向性が示されたことを踏まえて、就労系障害福祉サービスの提供体制の動向や障害者雇用に係る求人の状況といった、地域における障害者の就労支援に関する状況を把握し、関係機関で共有した上で連携して取り組むことが重要であること。

（４）障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 1 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備・インクルージョンの推進に向けて、児童福祉法改正により、児童発達支援センターが、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、インクルージョン推進の中核機能、障害児の発達支援の入口と

しての相談機能を担うことが明確化されたことを踏まえ、当該役割・機能を踏まえた重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する県における広域的見地からの支援、地域におけるインクルージョンの推進を図ること。

- 2 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進に向けて、障害児入所支援について、入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、「協議の場」を設けて移行調整を行う取組の推進や、地域の支援ニーズを踏まえた障害児支援の提供体制の確保に取り組むこと。
- 3 医療的ケア児等に対する支援体制の充実について、保健、医療、福祉、教育、子育て、労働等の関係機関及び当事者団体から構成される協議の場を設けることや、福島県医療的ケア児支援センターとも連携し、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を促進すること等による総合的な支援体制を構築に取り組むこと。
- 4 聴覚障害児の早期支援の推進に向けて、聴覚障害児を含む難聴児の支援に当たっては、保育、保健医療、教育の関係機関と連携し切れ目のない支援を行うことが重要であり、児童発達支援センター、特別支援学校等を活用し難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた組を進めること。

(5) 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者の家族等への支援が重要であることから、各市町村において保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントトレーニングやペアレントメンター等の発達障害者等の家族に対する支援体制の充実を図ること。

(6) 地域における相談支援体制の充実強化

基幹相談支援センターの整備及び機能の充実を推進するため、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること。また、「地域づくり」に向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、新たに「協議会において個別事例の検討を通じて地域の課題を抽出する取組及び抽出された課題を協議し、サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。

(7) 障害者等に対する虐待の防止

障害福祉サービス事業所等における虐待防止を図るため、令和4年度から義務化された虐待防止委員会の設置、従業員への研修の実施、虐待防止担当者の設置につ

いて、各種研修や指導監査などの場面を通じて指導助言により徹底を図ること。また、学校・保育所等・医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携の推進を図ること。

(8) 「地域共生社会」の実現に向けた取組

令和3年4月に施行された改正社会福祉法に基づく包括的な支援体制の構築を推進するため、同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進を図ること。

(9) 障害福祉サービスの質の確保

障害福祉サービス等の質に係る評価の仕組みの検討という方向性が示されたことも踏まえて、こうした仕組みの普及啓発について推進を図ること。また、障害福祉サービス等における意思決定支援の取組を推進するため、相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を図ること。

(10) 障害福祉人材の確保・定着

I C Tやロボットの導入による事務負担の軽減や業務の効率化や職場環境の整備を進めること。また、相談支援体制や障害福祉サービスの計画的な人材確保を推進する観点から、「相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等」について活動指標として追加すること。

(11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

地方自治体はデータに基づき地域の障害福祉の状況を正確に把握し、地域に応じた質の高いサービス提供体制を構築することが必要である。また、障害福祉サービス等のニーズの把握について、障害（児）福祉計画においては、市町村単位及びサービスの種類ごとの必要量の見込みを定めることとされているが、さらに障害児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進めること。

(12) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進に

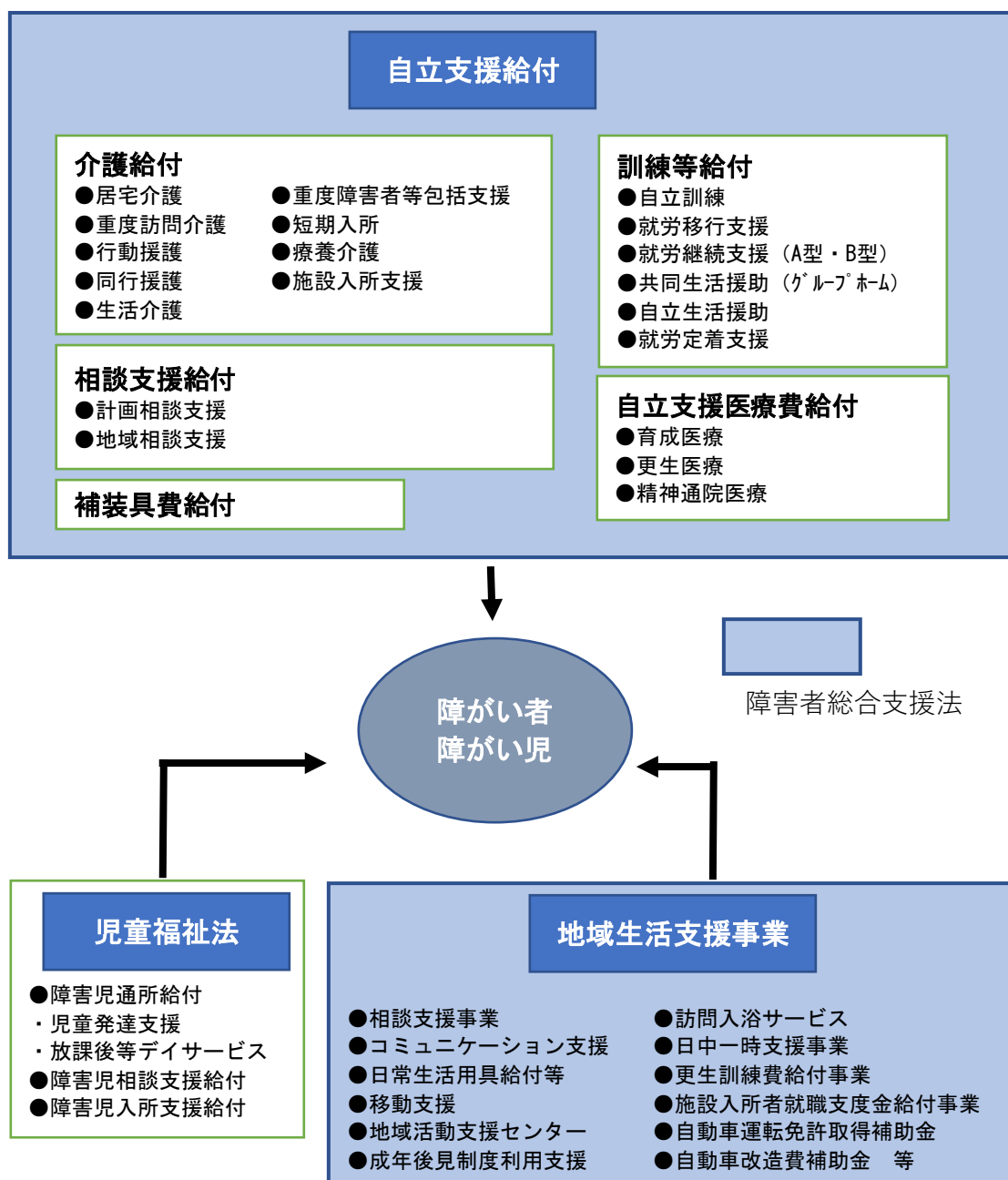
障害者による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進を図ること。

3 障がい福祉サービス利用者等の見通し

(1) 障がい福祉関連のサービスの種類

障がい福祉分野において利用出来るサービスは主に次のとおりです。

図 第7期障がい福祉計画にかかるサービス等の枠組み



訪問・通所系サービス、日中活動系サービス、居住支援サービス

障がい福祉サービスの種類と内容は以下のとおりです。

① 訪問・通所系サービス

サービス名	サービスの内容
居宅介護	ヘルパーが自宅を訪れて、支給量に応じて入浴・排せつ・食事などの介助を行う
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な障がい者に、自宅で入浴・排せつ・食事の介助や、外出時の移動を助け移動中の介護を行う
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な障がい者に、行動するときの危険を回避する援助や外出時の移動の補助を行う
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を行う。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な障がい者の中で、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。
短期入所	在宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設に入所して介護を受けることができる。

② 日中活動系サービス

サービス名	サービスの内容
療養介護	医療を必要とする障がい者で常に介護が必要な場合、昼間に病院や施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護などを行う。
生活介護	常に介護が必要な障がい者に、昼間に障がい者支援施設で入浴・排せつ・食事の介護や、創作活動や生産活動の機会を提供する。

③ 日中活動系サービス（続き）

サービス名	サービスの内容
機能訓練 （自立訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能の向上に必要な訓練を行う。
生活訓練 （自立訓練）	自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、生活能力の向上に必要な訓練を行う。

就労継続支援（A型）	通常の事業所で働くことが困難な障がい者に、就労の機会や生産活動の機会を提供、この事業には期間の限定はない。A型は雇用契約を結んで就労が可能と見込まれる人で、支援学校卒業者や一般企業を離職した人が対象。
就労継続支援（B型）	B型は就労の機会を通して、生産活動の知識や能力の向上が見込まれる人や、過去に一般企業に就職していたが、年齢・体力面の問題で雇用されることが困難な人が対象。
就労選択支援（新規）	障がいのある人が希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援する。

④ 居住支援サービス

サービス名	サービスの内容
共同生活援助 グループホーム (外部サービス利用型)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談その他日常生活上の援助を実施。
共同生活援助 グループホーム (介護サービス包括型)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施。
共同生活援助 グループホーム (日中サービス支援型)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施。(昼夜を通じて1人以上の職員を配置)
施設入所支援	施設に入所している人に、夜間の入浴・排せつ・食事などの介護を行う。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応を行う。

⑤ 相談支援サービス

サービス名	サービスの内容
計画相談支援、基本相談支援、地域相談支援	(6) 相談支援体制について参照

(2) 障害支援区分認定と支給決定

障害支援区分認定が必要なサービスは居宅介護や施設入所支援等

障害支援区分認定と支給決定の関係は以下のとおりです。なお、障がい児や自立訓練・就労移行支援・就労継続支援利用者は障害支援区分の認定が必要ありませんが、利用開始時に必要なアセスメントを受け、併せて特定相談支援事業所等によるサービス等利用計画の作成が必要になります。

表 障害支援区分認定と支給決定

区 分	サービス名	障害支援区分						備 考	児童
		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6		
訪問・通所系サービス	居宅介護		●	●	●	●	●		障害支援区分の認定を行わない
	同行援護		●	●	●	●	●		
	行動援護			●	●	●	●		
	重度訪問介護				●	●	●		
	重度障害者等包括支援						●		
	短期入所	●	●	●	●	●	●		
日中活動の場	療養介護						●	人工呼吸器使用者で区分6以上、重症心身障害者で区分5以上	
	生活介護		50歳以上	●	●	●	●		
	自立訓練							機能訓練・生活訓練	
	就労移行支援								
	就労継続支援A型								
	就労継続支援B型								
居住支援	自立生活援助	・障害者支援施設等退所者、グループホームの退去者や、精神科病院等の医療機関を退院した者等 ・現に「障害、疾病等を有する家族との同居」している者であって、単身生活をしようとする者 など							
	施設入所支援			50歳以上	●	●	●		
	共同生活援助（グループホーム）	●	●	●	●	●	●	支援の内容によって、介護サービス包括型と外部サービス利用型、日中サービス支援型に分類される	

(3) 障害支援区分認定者等の見通し

今後も障害支援区分認定者と非認定者はともに横這いとなる見通し

令和5年度(10月1日現在)の障害支援区分認定者は46人。また、就労継続支援B型などの訓練給付を受けている非認定者は24人であり、令和3年度以降と比較し微減傾向です。

障がい福祉サービスの利用については、利用者の外部との繋がり確保や家族における介助の負担軽減、就労を目指すための訓練など、利用に至る経過や理由が多岐にわたり個々の事由に応じたサービスの提供が必要になることから、今後も障がいのある人が地域で暮らすため、適切なサービスの利用を選択、申請することにより認定者の人数の変動が想定され、全体として今後も障がい福祉サービスの利用者は少しずつ増加することが見込まれるため、令和8年度の障害支援区分認定者は46人、非認定者は24人になる見通しです。

表 障害支援区分認定者等の見通し

区 分	3年度		4年度		5年度		6年度		7年度		8年度	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
非認定	30		29		24		24		24		24	
非該当	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
区分1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
区分2	8	20.5	10	22.2	12	26.1	12	26.1	12	26.1	12	26.1
区分3	10	25.6	11	24.4	9	19.6	9	19.6	9	19.6	9	19.6
区分4	7	17.9	9	20.0	10	21.7	10	21.7	10	21.7	10	21.7
区分5	8	20.5	4	8.9	5	10.9	5	10.9	5	10.9	5	10.9
区分6	6	15.4	11	24.4	10	21.7	10	21.7	10	21.7	10	21.7
合 計	39	100.0	45	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0	46	100.0
全 体	69		74		70		70		70		70	

資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

「障害支援区分認定について」

障がいのある人が、生活上でどの程度の支援が必要であるかを、現在の心身の状態に基づいて区分1～区分6の範囲で判定するもの。

認定された区分によって、利用可能なサービスが決められている。

訓練給付については障害支援区分の認定は必要無いが、申請者に対して同様の聞き取り調査を実施し、サービスを支給している。

(4) 在宅・施設別障がい福祉サービス利用者等の見通し

今後は特に在宅・共同生活援助利用者の増加を見込む

令和5年度（10月1日現在）の障がい福祉サービス利用者は70人であり、内訳は在宅が47人、施設が13人（施設入所支援）、共同生活援助（旧ケアホーム含）が10人となっています。今後は、特に福祉施設から地域生活への移行を促進することで、在宅者と共同生活援助の利用者の増加が見込まれます。

表 在宅・施設別障がい福祉サービス利用者等の見通し

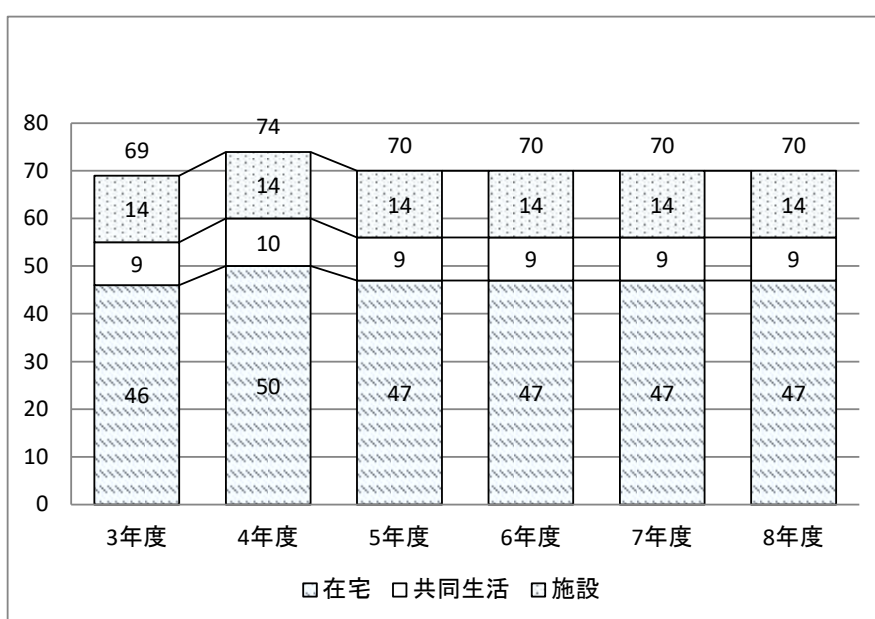
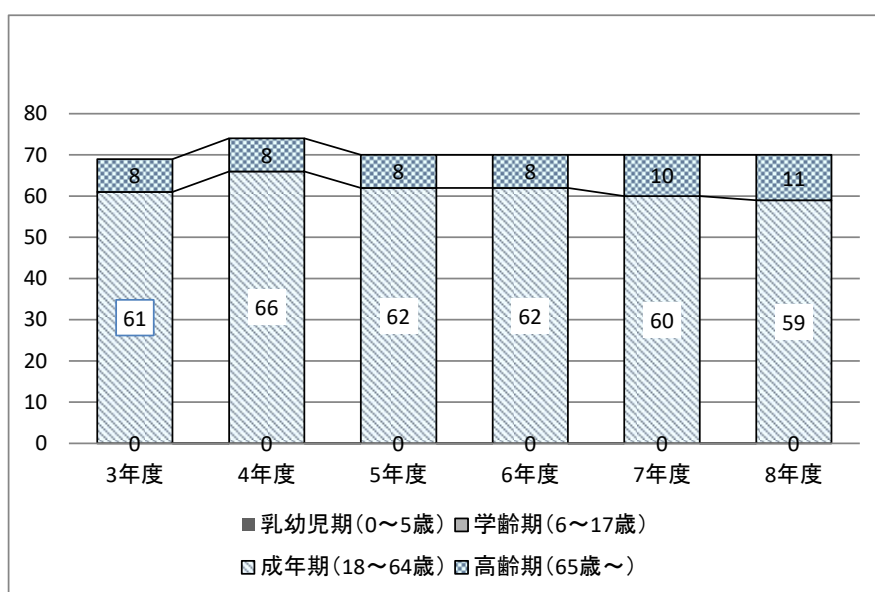


図 年齢別障がい福祉サービス利用者等の見通し



資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

(5) 障がい福祉サービス別利用者等の見通し

今後は訓練給付の増加が見込まれる

令和5年度（10月1日現在）の施設入所支援利用者は13人でしたが、今後地域生活への移行を想定し、令和8年度は11人となる見通しです。また、令和5年度の共同生活援助（旧共同生活介護含）の利用者は10人ですが、今後就労等を含めた地域生活への移行のための足掛かりとしての利用を見込み、令和8年度は12人に増加する見通しです。

また、日中活動の場における就労移行支援の利用者は令和5年度にいませんでしたが、一般就労へ向けた足掛かりとしての利用や、学生が地域で生活するための訓練を進めるうえでの利用が見込まれます。一方、生活介護と就労継続支援A型およびB型の利用者についても年間を通して利用の相談が寄せられており、特に就労継続支援の利用者については、共同生活援助と組み合わせての支援が想定され、それぞれ一定数の利用者が見込まれます。また、先に実施したアンケート内で生活訓練の希望もあることから、相談内容に応じて随時サービスの支給を行います。

表 障がい福祉サービス別利用者等の見通し(月間)

区 分		3年度			4年度			5年度			6年度			7年度			8年度		
		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量	
在宅支援	居宅介護																		
	重度訪問介護	2	28	時間	1	6	時間	2	7	時間	2	14	時間	2	14	時間	2	14	時間
	行動援護																		
	重度障がい者等包括支援																		
	短期入所	2	6	日数	2	20	日数	1	14	日数	2	20	日数	2	20	日数	2	20	日数
日中活動	療養介護	1	31	人	1	31	人	2	62	人	2	62	人	2	62	人	2	62	人
	生活介護	21	392	日数	22	490	日数	22	420	日数	22	532	日数	22	532	日数	22	522	日数
	自立訓練(機能訓練)			日数			日数			日数			日数			日数			日数
	自立訓練(生活訓練)			日数			日数			日数	1	23	日数	1	23	日数	1	23	日数
	宿泊型自立訓練			日数			日数			日数	1	31	日数	1	31	日数	1	31	日数
	就労移行支援	2	45	日数			日数			日数	1	23	日数	1	23	日数	1	23	日数
	就労継続支援(A型)	1	21	日数	1	22	日数	2	44	日数	2	44	日数	2	44	日数	2	44	日数
	就労継続支援(B型)	31	485	日数	28	412	日数	32	492	日数	32	608	日数	32	608	日数	32	608	日数
	就労定着支援	1		人	1		人	1		人			人			人			人
住まい	自立生活援助			人			人			人			人			人			人
	共同生活援助	8	248	人	9	279	人	10	310	人	11	341	人	12	372	人	12	372	人
	施設入所支援	13	403	人	12	372	人	13	403	人	12	372	人	12	372	人	11	341	人

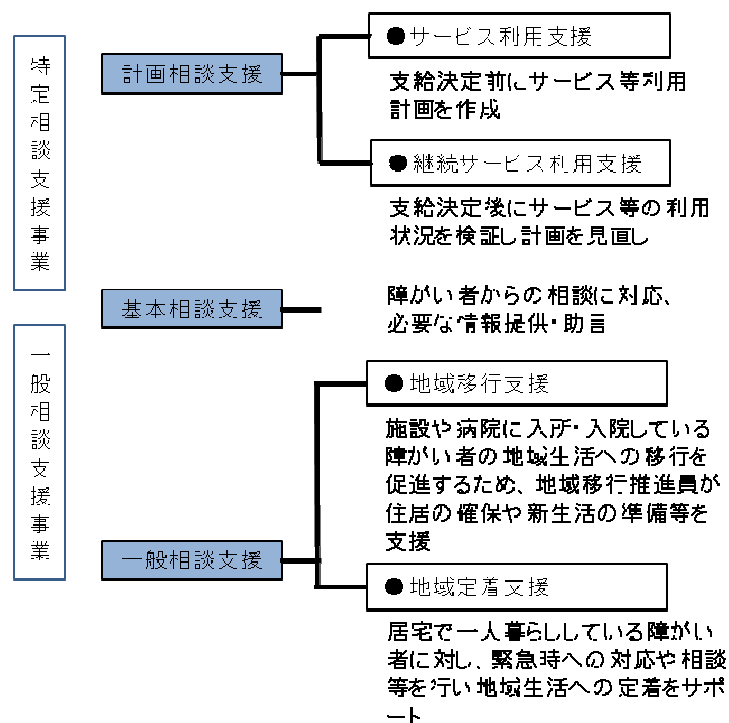
資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

(6) 相談支援体制について

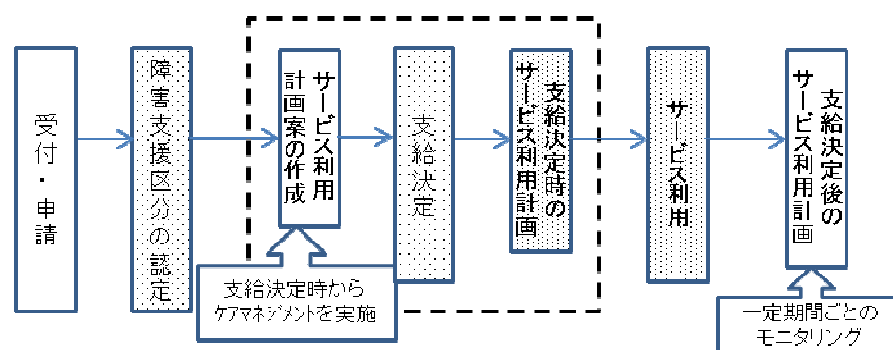
指定相談支援体制・計画相談支援体制について

● 一般相談支援事業と特定相談支援事業

相談支援体制は、平成 24 年度から「一般相談支援事業」と「特定相談支援事業」の 2 つに再編されており、一般相談支援事業は障がいのある人の福祉に関する相談を受け、必要な情報の提供や福祉サービスの利用支援を行います。また、計画相談支援事業は、障がい福祉サービスを利用する際に必要なサービス等利用計画を指定特定相談支援事業者が作成するものです。(下図参照)。

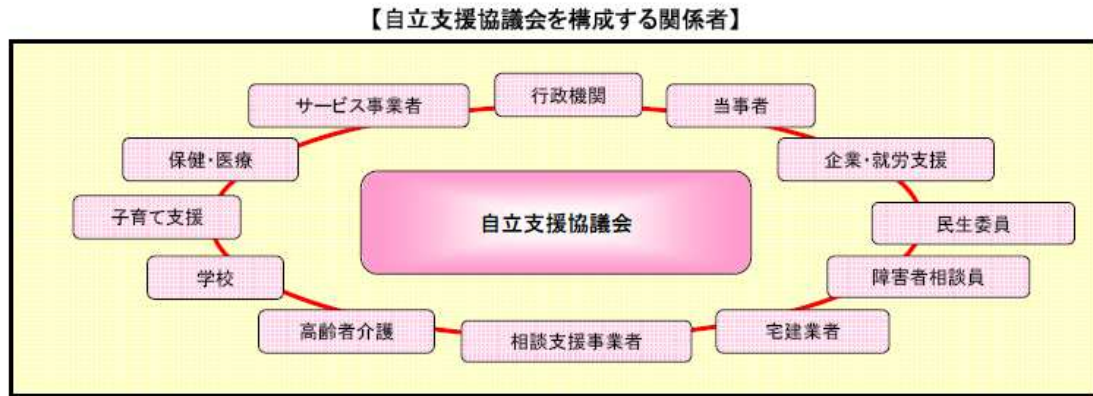


サービス等利用計画のながれ



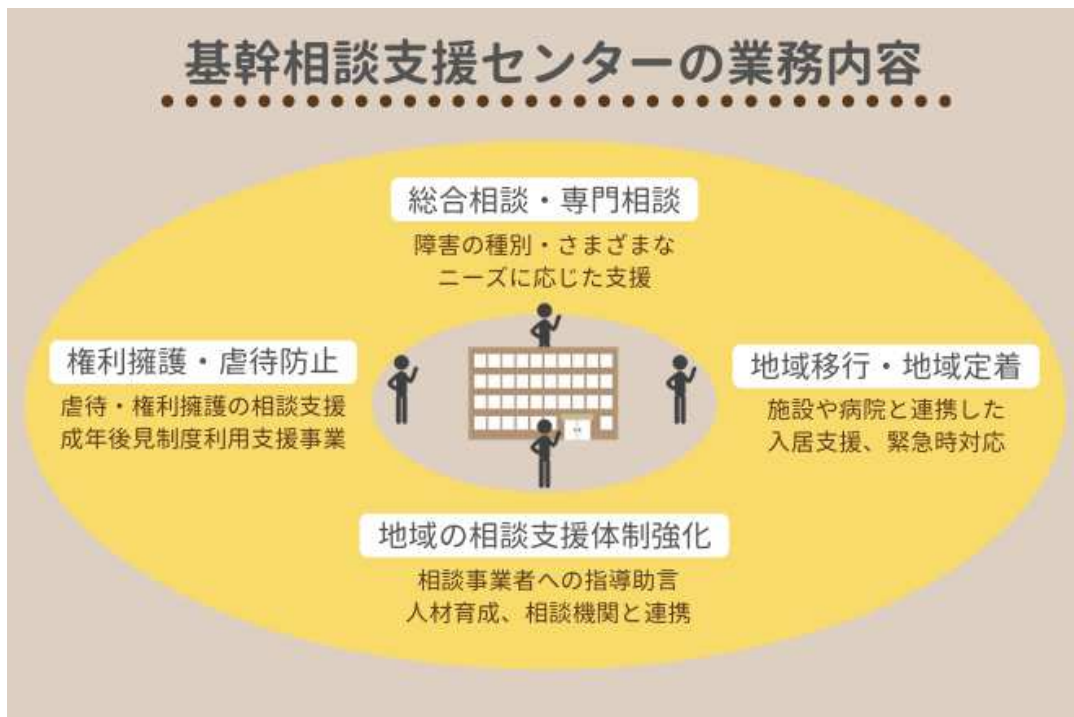
● 自立支援協議会の設置

地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う組織として「自立支援協議会」の設置が制度化されました。自立支援協議会を設置した市町村は、障がい福祉計画を定め、または変更しようとする場合、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないこととされています。



● 基幹相談支援センターの設置

総合的な相談窓口として「基幹相談支援センター」が制度化されたことにより、令和2年度から石川管内においては石川地方障がい者基幹相談支援センターが設置され、より高度な相談内容の対応や管内相談支援事業所を支援する機関として運営されています。



現 状	方 針
・石川地方地域自立支援協議会が設置され、地域の支援体制を協議している。 ・相談支援については、計画相談支援は村内の「相談支援事業所あいくる」および対応可能な近隣町村の相談支援事業所により作成されている。障がい者相談支援事業は、地元のNPO法人「がんばろう会」に委託している。 ・基幹相談支援センターは、令和2年度より石川管内で「石川地方障がい者基幹相談支援センター」が設置され、社会福祉法人桜が丘学園に委託している。	・石川地方地域自立支援協議会は、令和5年度以降も継続する。 ・相談支援については、計画相談支援は、今後も村内の「相談支援事業所あいくる」および対応可能な近隣町村の相談支援事業所に依頼する予定である。障がい者相談支援事業は、継続して地元NPO法人に委託する。 なお、計画相談支援の窓口は、障がい者の生活に身近な町村単位に設置することが望ましいことから、計画相談支援を担う特定相談事業者を石川地方障がい者基幹相談支援センターの支援を受けながら今後も育成していく取組を行う。 ・石川地方障がい者基幹相談支援センターは、今後も継続して社会福祉法人桜が丘学園に委託する。

計画相談支援事業について

相談支援のうち計画相談支援利用者については、障がい福祉サービスを利用するためにサービス等利用計画が必要であり（※1）、今後もサービス利用者全員を対象として計画作成、モニタリングを継続して実施します。

また、地域移行支援や地域定着支援については、地域生活への移行における目標の設定に伴い計画期間中各年ごとに1人ずつを見込みます。

※1 介護保険と並給されている場合、サービスによってはケアプランを以て計画とすることが出来る。

表 相談支援利用者の見通し(年間)

区 分		—	単位:人					
			3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
相 談 支 援	計画相談支援	※石川管内での事業開始は平成25年4月から	70	73	70	72	74	74
	〃（児童）		19	16	13	17	18	18
	地域移行支援	※石川管内での事業開始は平成26年4月から	0	0	0	0	0	1
	地域定着支援		0	0	0	0	0	1

資料：健康福祉課

4 地域生活支援事業利用者等の見通し

(1) 地域生活支援事業の種類と内容

地域生活支援事業の種類と内容について

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施する障がい福祉サービスの補完的な事業です。

本村で実施している、または見込んでいる事業の主な内容は以下の通りです。

① 必須事業

サービス名	サービスの内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域の住民の方への働きかけを行う。
自発的活動支援事業	障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業
相談支援事業	障がい者の生活全般の関わる相談、諸サービスの利用援助、情報提供を行う。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有効であると認められる障がい者に対し、成年後見の利用に関する経費の補助を行う。
意思疎通支援事業	障がい者の社会参加の機会を支援するために、手話通訳派遣、要約筆記派遣、手話通訳設置事業などの事業を実施する。
日常生活用具給付	日常生活上の便宜を図るため、障がい者等に別に定める告示の要件を満たす用具を給付または貸与する。 具体的には、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、住宅改修費の給付を行っている。なお、給付決定は、申請に基づき市町村が行う。
移動支援事業	屋外で移動することに制限を持っている障がい者、一人で外出できない障がい者を対象に移動に関わる支援を行う。なお、利用については社会生活上必要不可欠な外出および社会参加活動などでの外出等が想定される。
地域活動支援センター機能強化事業	障がい者の創作的活動、生産活動、社会との交流の促進をめざす事業。地域活動支援センターの機能強化を図るために専門職の配置、地域住民ボランティア育成、生きがい事業などを展開する

② 選択事業

サービス名	サービスの内容
訪問入浴サービス	身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、居宅を訪問し、入浴サービスを提供する。
日中一時支援	障がい者には日中の活動の場を提供し、障がい者を日常的に介助・援助している家族には一時的な休息を提供する。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業の利用者、身体障がい者更生援護施設の入所者へ更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図る。
施設入所者就職支度金給付事業	就労移行支援事業や就労継続支援事業の利用者等が、就職等により自立する際に、就職支度金を支給し社会復帰の促進を図る。
自動車運転免許取得費補助金	社会参加促進事業の一環として、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する。
自動車改造費補助金	

(2) 事業の課題

地域生活支援事業における課題について

○ 移動支援についての課題と整備

障がいのある人の移動手段の確保については、今後の地域移行の流れに伴い、就労、通学、通院等、生活面の全般において必要な交通の便の確保がより一層重要になるところであります。その中でも移動支援事業は一定の需要があるものの、慢性的な資源不足に加えて車両等による移動を伴う需要に対応出来ないことがあり、利用出来る人が限られている状況です。今後は村内での需要を精査しながら新規事業者の参入を促し、現在実施されていない通勤や通学等への利用にも目を向け、障がいのある人が勞せず移動できる体制づくりに取り組みます。

また、タクシー利用助成や福祉タクシーの利用、村内でのボランティア活用等についても、他の地域の先進的な事例を参考にするなど、既存の障がい福祉事業以外で活用可能な交通手段が無いか調査し検討していきます。

○ 生活の場と昼間の居場所の確保

障がいがある人の昼間の居場所としては、現在障がい福祉サービス等が支給されていますが、事業所に通われていない方の昼間の居場所の確保や、事業所を利用されている方の土日の過ごし方については依然課題が残っており、障がいのある人が気軽に利用できる施設の設置が望まれます。

(3) 地域生活支援事業利用者の見通し

地域生活支援事業利用者の見通し

必須事業については、障がい者相談支援事業を地元NPO法人へ委託して対応します。

また、意思疎通支援事業による手話通訳派遣や日常生活用具給付事業については、利用件数に大きな変動はありませんが、急な需要にも応えられるよう近年の利用状況をふまえて利用量を確保し、別表のとおり見込みます。なお、今後は石川地方地域自立支援協議会等外部の機関と継続して情報交換し、効果的・効率的な事業の実施に努めていきます。

任意事業については、各事業の利用状況を参考とし見込量を確保します。移動支援事業の利用者は各年度2人を見込みます。訪問入浴サービスの利用者は各年度1人を見込みます。日中一時支援の利用者は増加傾向にあり、児童通所サービスの利用増加に伴いサービス終了後のサポート的な役割も担っていることから、令和5年度以降は各年度20人を見込みます。

その他、年度により利用者が変動する事業については、令和5年度以降各項目1人ずつの利用を見込みます。

表：地域生活支援事業利用者の見通し

事業名	R6年度		R7年度		R8年度		実施に対する考え方
	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	実施見込み箇所数	実利用見込み者数	
地域生活支援事業							
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載(有り:1,無し:0)	1		1		1		管内自立支援協議会と協力
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載(有り:1,無し:0)	1		1		1		
(3) 相談支援事業							
① 基幹相談支援センター等機能強化事業 ※実施の有無を記載(有り:1,無し:0)	1		1		1		相談機能委託
② 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載(有り:1,無し:0)	0		0		0		
(4) 成年後見制度利用支援事業							
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載(有り:1,無し:0)	1		1		1		
(6) 意思疎通支援事業							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載		1		1		1	県協会委託で対応
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	0		0		0		
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載							
① 介護・訓練支援用具	1		1		1		
② 自立生活支援用具	1		1		1		
③ 在宅療養等支援用具	1		1		1		
④ 情報・意思疎通支援用具	1		1		1		
⑤ 排泄管理支援用具	195		195		195		16人×12件+新規3件分
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1		1		1		
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数を記載)		0		0		0	
(9) 移動支援事業 ※「実施見込み箇所数」欄に実利用見込み者数、「実利用見込み者数」欄に延べ利用見込み時間数を記載。	2	300	2	300	2	300	
(10) 地域活動支援センター機能強化事業 ※実施の有無を記載(有り:1,無し:0)							
地域活動支援センターⅠ型	0		0		0		
地域活動支援センターⅡ型	0		0		0		
地域活動支援センターⅢ型	0		0		1		
(11) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ※指定都市・中核市に限る。							
① 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数を記載)		0		0		0	
② 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数を記載)		0		0		0	
③ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数を記載)		0		0		0	
(12) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ※指定都市・中核市に限る。							
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数		0		0		0	
② 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 ※実利用見込み件数		0		0		0	
③ 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 ※実利用見込み件数		0		0		0	
(訪問入浴事業) ※実施の有無を記載(有り:1,無し:0)	1		1		1		
日中一時支援	1		1		1		実利用者9名

5 自立支援医療と補装具受給者の見通し

(1) サービスの種類と内容

精神通院医療費の公費負担の利用は精神保健福祉手帳が不要

自立支援医療と補装具費給付のサービスの種類と内容は以下のとおりです。

育成医療、更生医療、補装具費を受給する場合は、身体障がい者手帳が必要です。

(※補装具支給については、難病認定されている方は手帳不要)

① 自立支援医療

サービス名	サービスの内容
育成医療	育成医療は、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児（障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。）で、その身体障がい除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供。生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う。実施主体は都道府県・指定都市・中核市。
更生医療	更生医療は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供。更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う。実施主体は市町村。
精神通院医療費の公費負担	精神科の病気で治療を受ける場合、外来への通院、投薬、訪問看護などについて、健康保険の自己負担のお金の一部を公的に支援(入院は対象外)する。実施主体は市町村。

② 補装具費支給

義肢、装具、車いすなど障がい者等の身体機能を補完または代替するもので、補装具にかかる購入費と修理費を支給します。利用者負担は基本的に費用の1割ですが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。障がい者は、事業者との契約により補装具の購入と修理を受けることができます。実施主体は市町村です。

(2) 自立支援医療と補装具受給者の見通し

精神通院医療受給者の増加を見込む

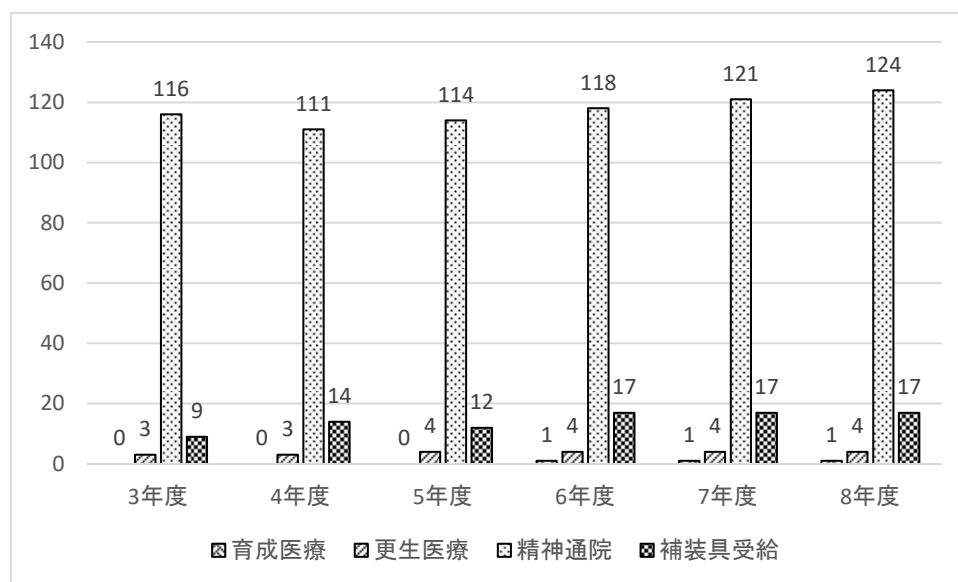
自立支援医療については、令和4年度の育成医療の利用はありませんでしたが、該当者は年度により変動があるため、各年度1人を見込みます。更生医療の受給者は現在4人ですが、入院等随時の利用を想定して各年度5人を見込みます。

令和4年度の精神通院医療の受給者は111人でした。精神通院医療については、近年相談および新規申請による受給者が増えており、今後も複雑な社会情勢や社会構造を反映し、精神面での不安を抱え心療内科等の受診に至るケースがさらに増加することが見込まれるため、令和8年度には124人を見込みます。

令和4年の補装具費受給者は延べ14人でしたが、新たな需要に加えて製作した補装具の修理や耐用年数経過による更新等で継続的な利用が予想され、申請件数が年度によっても変動することから、既存の需要と新規の需要を合わせて令和8年度には17人の利用を見込みます。

表 自立支援医療と補装具費受給者の見通し

(人・件)



資料：健康福祉課（各年度10月1日現在）

6 計画全体における目標の設定

各サービスにかかる利用の見通しと国の指針における成果目標に基づき、第7期障がい福祉計画の目標を次のとおり設定します。

成果目標に対する各目標の設定について

第6期計画における福祉施設から地域生活への移行者は1名でした。第7期計画では、令和4年度末時点における施設入所者の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和4年度末時点における福祉施設入所者を5%以上削減することを基本とした国の目標設定に準じ、令和8年度までに1人の移行を見込むこととします。

また、福祉施設から一般就労への移行については、第6期計画期間中は就労移行支援を利用して4名の就労がありました。国では一般就労への移行者数を令和3年度の1.28倍（移行支援事業：1.31倍、就労A型1.29倍、就労B型1.28倍）にすること、就労移行支援事業終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上にすることなど、より具体的な目標の数値が定められました。さらに、一般就労移行者のうち、就労移行支援事業利用者を1.41倍にすること、就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を2割5分以上とするなど、一般就労に移行後のサポート体制を重視した目標が新たに掲げられており、第7期計画においては福祉施設から一般就労への移行の目標を毎年3人に設定し、今後も就労移行支援事業所等を積極的に利用し、一般就労へ結びつけることを目標とします。

表 第6期計画目標の達成状況と第7期計画の目標

単位：人

区 分	項 目	前期現状 (R3年度)	前期目標値	現 状 (R5年度)	次期目標値 (R8年度)
福祉施設入所者の 地域生活への 移行	施設入所者数	12	11	12	11
	地域生活移行者数	0	1	1	1
	削減見込	0	1	1	1
入院中の退院可 能精神障害者の 減少	退院可能精神障がい者数	0	3	0	4
	減少者数	0	3	0	4
福祉施設から一 般就労への移行	年間一般就労移行者数	3	3	4	3

○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日以上
- ・精神病床の1年以上入院患者数：国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和8年度末における精神病床の退院率について、入院後3か月時点の退院率を68.9%以上、入院後6か月時点の退院率を84.5%以上、入院後1年時点の退院率を91.0%以上とする。

■ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みについて

令和5年度末までの協議の場の数：1か所

- ・石川地方地域自立支援協議会内で、関連する機関を招集し協議できる場を設置済。

これらの基本指針を達成すべく、地域の実情にあった地域包括ケアシステムのあり方を検討し、広域的な協議の場の設置も視野に入れ、石川地方地域自立支援協議会内においても保健、医療、福祉等の関係機関による情報連携を強化し、協議を行います。

また、アンケートの中で「普段の生活においてちょっとした援助があれば今後も自宅での生活が可能」という意見があったことから、居宅介護等の障がい福祉サービスの枠にとらわれない支援の方法を探るとともに、障がい者も地域の一員として助け合いや生産活動に参加し、お互いが協力してより快適な生活が送れるような仕組みを検討し、長期入院者を地域で受け入れる体制の一部となるよう取組みます。

○ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実（地域生活支援拠点の整備）

令和6年度末までの整備個所数：1か所

地域生活支援拠点の整備については、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のためコーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえて運用状況を検証及び検討します。

また、令和8年度末までに、村又は圏域において強度行動障がいを有する者に関してその状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

○ 福祉施設から一般就労への移行等

定着のための支援を重点的に行い、福祉施設等を出た後に企業等で長期に継続して働けるよう関係機関と連携してサポートします。

- ・令和8年度中に一般就労への移行者数を令和5年度の実績の1.28倍以上に、就労移行支援事業の利用者数及び就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標を設定します。

(移行支援事業：1.31倍、就労A型1.29倍、就労B型1.28倍)

- ・就労定着支援事業利用者：令和3年度実績の1.41倍以上
- ・就労定着率7割以上の就労定着支援事業所：2割5分以上
- ・大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取組の推進及び65歳以上の障がい者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進める

7 「この先」に配慮した仕組みづくり

地域活動支援センター設置に関する取り組み

○ 地域活動支援センター設置に関する取り組み

令和8年度末までの設置箇所数：1か所

- ・石川地方地域自立支援協議会内で、関連する機関を招集し協議できる場を設置済。

地域活動支援センターは、地域の実情に応じ創作活動や生産活動等、日中活動の場の提供や社会との交流の機会とすること等を目的に、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられています。

障害支援区分の認定や現在飽和状態にある計画相談支援の利用が不要である等、障がいのある人が気軽に利用できることや、石川地方での資源不足からも、地域活動支援センターは地域の事情に適したサービスであり全国的にもニーズが高まっています。

本村でも、他市町村の設置・運営方法等を参考に、自立支援協議会単位での地域活動支援センターの設置について引き続き取り組み、石川地方地域自立支援協議会において協議を行います。また、村内でも日中活動の場の提供が可能かどうか、積極的に調査検討を行います。

第3期平田村障がい児福祉計画

障がい児支援に係る提供体制の計画的な構築を推進するため、児童福祉法第33条の20に基づき、第3期平田村障がい児福祉計画を策定します。この計画は、障がい児の健やかな育成と、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や受入れを推進するため、今後施設等を整備していくことを目標に、障がい児の支援に係るニーズの把握と提供体制の整備を図るためのものです。

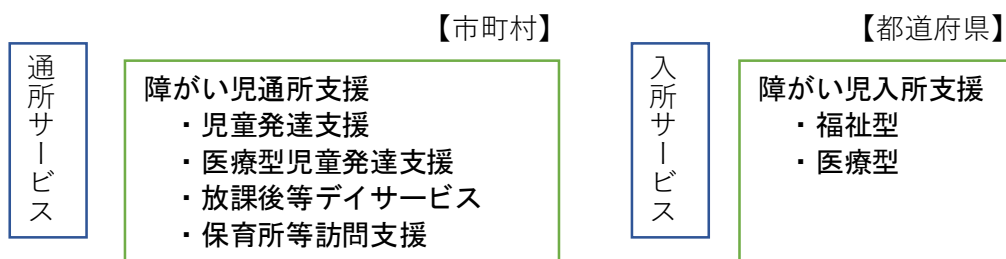
障がい児支援に関する体制は、資源等の不足からより広域的な単位で対応できるよう、現在本村を含めた石川地方地域自立支援協議会で継続的に協議が行われており、主に「児童発達支援センター」と「保育所等訪問支援」の立ち上げを重点目標とし、以下の成果目標を設定したうえで整備に努めます。

1 ニーズの把握と障がい児支援について

【内 容】

(1) 障がい児関連施設の再編

障がい児関連施設については、平成25年4月から下図のように児童福祉法に基づく通所・入所施設へ再編されています。



(2) 現状における課題

障がい児のサービスについては、適切な療育を受けるための通所系サービスや、安心して働ける環境を確保するための日中一時支援（地域生活支援事業）などがあり、それぞれ一定のニーズはあるものの、石川郡内に利用可能な社会資源が限られているため、受け入れの対応が難しい状況にあります。近隣町村へ出向いたり、複数の施設でサービスを併用している方もおり、今後は保護者の働き方や生活の動線を考えたサービスの柔軟な運用や、移動手段の充実、村内における預かりサービスの充実などが求められています。また、現在利用しているサポートファイルにより、就学時等に情報を適切に共有し、今後も切れ目のない支援を行う必要があります。

(3) サービス利用量について

障がい児支援については、より早期の療育を行うことで将来の生活に備えるという考え方から、近年新規の申請者が増加傾向にあります。今後も同様の傾向は続くと思われる、現在の利用者に加えて新たなサービス利用の希望者を想定し、新規利用及びサービス利用計画作成を含めた利用者および利用量の増加を見込みます。

障がい児通所サービス別利用者等の見通し（月間）

区 分		3年度			4年度			5年度			6年度			7年度			8年度		
		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量		利用 者	サービス量	
障がい児 支 援	児童発達支援	2	8	日数	2	6	日数	1	4	日数	3	15	日数	3	15	日数	3	15	日数
	放課後等デイサービス	14	90	日数	10	57	日数	12	63	日数	14	106	日数	15	111	日数	15	111	日数
	保育所等訪問支援			日数			日数			日数			日数			日数			日数
	医療型児童発達支援																		
	障がい児相談支援			※年間			※年間			※年間			※年間			※年間			※年間
	障がい児入所施設(福祉型)	1		県対応	1		県対応	1		県対応	1		県対応	1		県対応	1		県対応
	障がい児入所施設(医療型)	1		県対応	1		県対応	1		県対応	1		県対応	1		県対応	1		県対応

(4) 障がい児相談支援事業について

平成 24 年度から障がい児通所支援の支給決定が村に移行されていることから、次のような障がい児相談支援の体制により展開していますが、相談の件数は近年増傾向にあり、引き続き相談機能の強化・充実が必要となります。

現 状	方 針
令和 5 年 10 月 1 日現在の児童通所サービスの利用者は 13 人で、全員が村外施設へ通所している。平成 24 年度以降、児童デイサービスは「児童発達支援」「放課後等デイサービス」へ移行している。 併せてサービス利用のための計画相談支援が実施されており、今後も継続的なモニタリングが必要である。	より早期の療育に繋ぐため、新規サービスの需要が伸びている状況である。 初期の相談支援については、地元 NPO 法人に委託し、必要に応じ村や関係機関と協働で対応する。 新規サービス利用時の障がい児計画相談支援においては、受給者個々の選択により計画相談事業所へ作成を依頼する。

(5) 児童の発達障がい者に対する支援について

児童の発達障がい者等に対する支援として、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保し、連携することが重要です。また、18 歳を過ぎてから発

達障がい児の相談を受けるケースもあることから、対象者の保護者の方が障がいに対する認識を深め、のちのサービス利用に繋げるため、相談を含め障がい児と同様の支援を行います。（第7期障がい福祉計画関連事項）

（6）成果目標について

各サービスにかかる利用の見通しと国の指針における成果目標に基づき、第3期障がい児福祉計画の目標を次のとおり設定します。なお、指針内の項目として国から示されている障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項についても、近隣の資源や近隣市町村の動向を注視しつつ、項目の中から実現可能なものがないか検討を進めます。

1 児童発達支援センターの整備（各市町村に少なくとも1か所設置）

令和8年度末までの整備か所数：1か所

- ・石川地方地域自立支援協議会内で、今後整備が可能と思われる事業所と実施に向けた協議を行う。

2 令和8年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。

3 保育所等訪問支援を利用出来る体制を各市町村で構築

令和8年度末までの整備か所数：1か所

- ・石川地方地域自立支援協議会内で、今後整備が可能と思われる事業所と実施に向けた協議を行う。

4 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1か所確保

令和8年度末までの整備か所数：1か所

- ・石川地方地域自立支援協議会内で、今後整備が可能と思われる事業所と実施に向けた協議を行う。

5 医療的ケア児支援のための医療機関の協議の場（都道府県、圏域、市町村ごと）の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置。

令和5年度末までの協議の場の数：1か所

- ・石川地方地域自立支援協議会内で、協議できる場を設置済。

令和5年度末までのコーディネーターの配置人数：1名

- ・村保健師の資格取得により配置済。

※障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項（抜粋）

- ① 児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であること。
- ② 障害児入所施設に関して、ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものとする必要があること。

入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要があること。
- ③ 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して

障害児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要があること。難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要であること。
- ④ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備に関して
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要があり、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要があること。
 - ・ 重症心身障害児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要であり、ニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要があること。
 - ・ 医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）を整備。

IV-3 共通事項

1 サービス見込量および提供確保のための方策（障がい者・障がい児共通）

（１）訪問系サービス

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）のサービス見込量を確保するための方策

- 現在、訪問系のサービスについては村内に１事業所のみですが、現時点でのサービス希望者に対してすぐに提供量が不足する状況ではありませんが、今後利用が拡大していくことも考えられるため、新たなサービス提供事業者の参入の促進や情報収集に努め、サービス基盤の整備に努めます。
- 様々な困難事例への対応や、村内に提供可能な事業所が無いサービスの利用を支援するため、ケースに応じ石川地方障がい者基幹相談支援センターや石川地方地域自立支援協議会の各部会を活用し、積極的な情報交換を行います。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）のサービス量を確保するための方策

- 一般就労することが困難な障がい者に対し、個々の障がいの特性や利用者の心身の状況に合わせた福祉的就労や日中活動の場が提供されるよう支援策を検討するとともに、利用者のニーズに応じたサービス量が提供できるよう相談支援事業者や就労関係事業者との調整を図り、日中活動の場の提供に努めます。
- 就労支援においては、利用者に対する工賃アップも重要な課題です。障害者優先調達推進法が平成 25 年 4 月に施行されており、本村でも毎年イベント時の記念品等を発注し、調達しています。今後は福祉施設が提供する物品や役務業務を企業や一般の人が気軽に利用できるような機会の拡大に積極的に関わり、需要拡大の面から仕事量の確保と雇用の創出を図ります。
- 自立支援協議会（就労部会）を通じて、関係機関との連携を図りながら企業に対する働きかけ（理解促進、実習支援、定着支援等）を行い、障がい者雇用の拡充に努めます。
- 短期入所においては、利用者が必要なサービスを受けることができるよう、事業者との調整を図り、緊急時の利用等も想定した関係機関との連携を検討します。
- 就学中から仕事に対し興味を持つことや、実際に働くことを経験して仕事に慣れることが大切であると考え、就労移行支援事業などを積極的に利用したり、就労継

続支援事業において様々な職種と連携して選択の幅を上げられるよう、関係機関との調整を図ります。

(3) 居住系サービス

居住系サービス（共同生活援助、施設入所支援）の見込量を確保するための方策

- 施設入所支援については、現在の入所者の地域生活への移行を推進するとともに、新に入所サービスを必要とする障がい者が利用できるよう、サービス事業者と連携を図ります。
- 障がい者の地域における生活の維持及び継続を図るため、グループホームまたは障がい者支援施設と併せて、地域移行支援及び地域定着支援、訪問系サービス、日中活動系サービス等の機能をどのように集約して地域生活拠点等の整備に結び付けていくか検討を進めます。

(4) 指定相談支援（サービス等利用計画案の作成）

指定相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）のサービス見込量を確保するための方策

- 計画相談支援については、サービス等利用計画策定に必要な相談支援事業所の数を確保するため、相談支援事業所との連絡調整、指定障がい福祉サービス事業者等との連携を強化し、サービス等利用計画の質の向上及び相談支援専門員の確保を目指します。また、石川管内での新たな特定相談支援事業所の立ち上げについても、石川地方障がい者基幹相談支援センターと連携して取り組みます。
- 地域移行支援及び地域定着支援については、医療機関、指定障がい福祉サービス事業者及び関係機関等との連携を強化するとともに、石川地方地域自立支援協議会との連絡を密にして地域生活支援拠点の整備等を引き続き検討し、障がい者の地域移行の向上に努めます。

(5) 障がい児支援

障がい児支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、障がい児相談支援）のサービス見込量を確保するための方策

- 児童発達支援、放課後等デイサービスの利用については、提供するサービスが利用者のニーズに対応できているかどうかを随時把握し、関係機関との連絡を強化してより個々の実情に応じたサービスの提供を図ります。
- 障がい児相談支援については、障がい児支援利用計画の必要数を確保するための事業者数を維持するとともに、各相談機関や指定障がい福祉サービス事業者等との連携を強化し、障がい児支援利用計画の質の向上を目指します。

(6) 地域生活支援事業

地域生活支援事業（相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、成年後見制度利用支援事業、手話奉仕員養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業）のサービス量を確保するための方策

- 相談支援事業については、一般相談支援機関等との連携を強化するとともに、令和2年度から設置運営が開始された石川地方障がい者基幹相談支援センターとも積極的に情報交換を行うこととし、地域における障がい者の自立生活を支援するための相談・支援体制の充実に努めます。

また、石川地方地域自立支援協議会は、住民に身近な地域でのネットワークづくりにおいて中核的な役割を果たす場であることから、引き続き日中活動支援、地域生活支援、障がい児施策及び就労支援等に関し、関係機関との連携や個別の困難事例等の検討及び啓発活動を通して協議会の機能強化に努めます。

- 意思疎通支援事業については、引き続きサービス提供体制の確保に努めるとともに、緊急時の利用にも対応出来るよう整備を図ります。
- 日常生活用具給付等事業では、障がい児者一人ひとりの障がい特性、生活実態、ニーズ等に応じた柔軟な対応に努めます。
- 移動支援事業については、現在のサービス水準を維持しながら、今後も引き続き、障がいのある人一人ひとりの障がい特性やニーズに対応できる供給基盤を整備するとともに、新たなサービス提供事業者の参入の促進に努めます。
- 地域活動支援センター事業については、日中活動の場として障がい特性に応じた適切なサービス提供ができるよう引き続き各事業所と連携し、事業の充実に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業については、引き続き関係機関との連携により、制度の周知徹底を図るとともに、知的障がい者や精神障がい者のうち判断能力が不十分な者について、サービス等の利用契約の締結等が適切に行われるよう成年後見制度の利用を促進します。
- 障がい者が地域でいきいきと生活していくためには、地域の理解や協力が不可欠なことから、障がい者に対する正しい理解を促進していくことが重要であり、村内の障がい者関連団体やNPO法人等と協力して活動の周知や障がいに関する知識の啓発を行うなど、引き続き普及啓発活動等を行います。

(7) 強度行動障がいや高次脳機能障がい、依存症対策の推進についての方策

- 近年取り扱う事例が増加傾向にある強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する方への対応については、家族や支援者が当事者に対し常に何らかの支援を必要とするケースが大半であり、家庭内で支援するご家族の方が身体面、精神面で大きな負担になっていることが多々あります。

この他、過度の飲酒が原因となって身体を壊し、障がい者手帳を申請するケースも見られます。併せて薬物やギャンブル等の依存症対策など、近年社会問題となっておりこれまで関わるものが少なかった事案に対しても、今後取り組んでいくべき課題となってきています。これらは本人が自ら悩みや困っていることを周囲に発信することが難しかったり、症状の進行により家族が支援に疲弊してしまうケースも間々あることから、支援者側から気軽に相談することが出来、本人に必要な医療や家族の休息を目的としたサービスの利用に繋がられるよう相談支援の充実に取り組みます。

2 その他の支援の強化（障がい者・障がい児共通）

障がい福祉サービスや地域生活支援事業の他、次に掲げる事項についても積極的な取り組みを行います。

（１）障がい者虐待の防止、擁護者に対する支援について

障がい者虐待対応窓口の設置

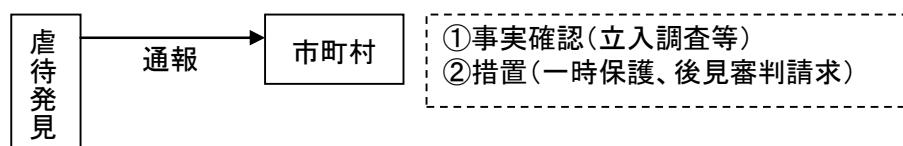
【内 容】

平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行されており。虐待を発見した国民には市町村や都道府県に通報する義務を課しています。国と地方公共団体は、障がい者虐待の防止、養護者への支援を進める義務を負い、虐待の通報の第一義的な窓口は市町村が担っています。

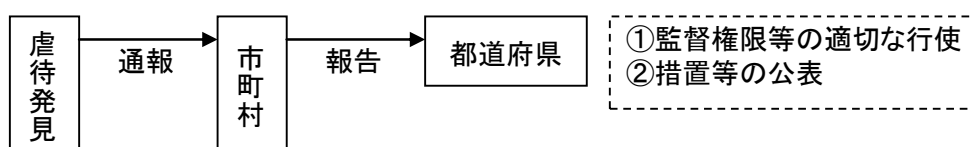
現 状	方 針
本村には平田村障害者虐待の防止・対応マニュアルがある。児童虐待・高齢者虐待対応窓口はともに健康福祉課、課内で担当者を設け分担している。	障がい者の虐待に対しては、平田村障害者虐待の防止・対応マニュアルにより対応する。対応窓口は健康福祉課とする。

虐待事案発生時の村・県の対応

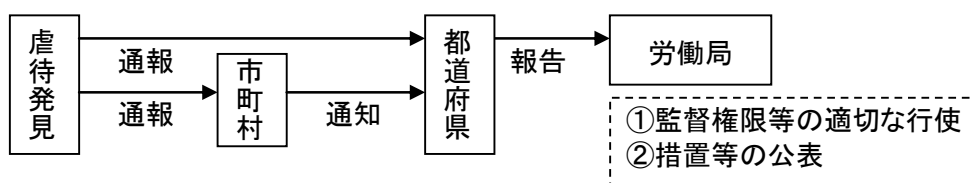
①擁護者による障がい者虐待



②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待



③使用者による障がい者虐待



(2) 差別の解消と権利擁護

障がいを理由とする差別の解消と権利擁護の推進

1 障害者差別解消法

近年、障がい者の権利保護に向けた取組みが国際的に進展しています。

平成 18 年には国連において障害者の権利に関する条約が制定され、我が国においても平成 23 年に障害者基本法の改正が行われ、その中で基本原則として「差別の禁止」が規定されました。

また、令和 6 年 4 月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務になります。

障害者差別解消法は、差別の禁止についての具体的な規定を示して、それが遵守されるための具体的な措置を定めたものです。全ての人々が障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいを理由とする差別を解消するための法律であり、本村においても障がい者差別の解消に向けて次の事項に基づき啓蒙を図ります。

2 対象となる人

障がいのある人とは、障害者基本法で定められたすべての障がいのある人（身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他心身の機能の障がいがある人で障がいや社会的障壁によって日常生活や社会生活が困難になっている人）です。この中には、障がい者手帳を所持していない方（難病の認定を受けている方）等も含まれます。

3 社会的障壁

社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上での支障となるさまざまな障壁（社会的な壁）のことで、障害者基本法では主に次のものが挙げられています。

- ・物事（車いすや目の不自由な方が歩きにくい段差等の物理的な障壁）
- ・制度（障がいがあることを理由に就学、就業、入場入居等が制限される）
- ・慣行（障がいのある人を意識していない慣習（冠婚葬祭等）、行事）
- ・観念（障がいのある人への偏見）

4 合理的配慮

合理的配慮とは、前述の社会的障壁がある場合に出来る範囲で除去するための手段を指します。障がいの特性や周囲の状況に応じて対応の方法は様々であり、普段障がいの

ある人と接する機会の少ない方でも、必要に応じ適切な支援が出来るよう情報提供や啓発活動を行います。

5 権利擁護の推進

障がいのある人が生活の様々な場面で、権利利益を侵害されることなく安心して日常生活を送れるよう、自立支援協議会を中心とした関係機関、団体などと連絡を密にし、権利擁護や権利行使を支援します。

特に判断能力が十分でない等、成年後見制度による支援を必要とする方に対し、広報やホームページによる情報提供や、相談支援事業所、地区の民生児童委員と情報を共有する等、その利用の促進に努め、成年後見制度の利用について、その申し立てに要する費用を支援します。(51 ページ参照)

(3) 難病患者への配慮

難病患者も申請によりサービス利用が可能

平成 25 年 4 月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成 24 年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲とされました。その後、指定難病と小児慢性特定疾病の検討を踏まえ、障害者総合支援法対象疾病検討会により継続し検討、拡充され、現在は 366 疾病となっています。また、児童の慢性疾病については、小児慢性特定疾病医療費助成制度が実施され、現在 16 疾患群（788 疾病）がその対象として国に認定されています。

今後は医療機関や相談支援事業所等と連絡を密にし、必要に応じた適切なサービスが選択出来るように、利用の仕組みの周知と連絡体制づくりに努めます。

(4) 情報の提供

生活・防災に必要な情報提供のために

手帳所有者や福祉サービス利用者に対し、利用に関する情報をまとめたパンフレットを作成、配布し、大きな制度の改正があった際には、学習会等を企画開催し対応します。

また、自然災害等が発生した際の対応については、介助が必要な方が避難するための福祉避難所を含めた地域の避難場所を日頃から周知し、村関係部局や地域の民生児童委員等と情報を共有しながら、情報の提供と安全かつ迅速に避難行動が取れるような体制作りに努めます。

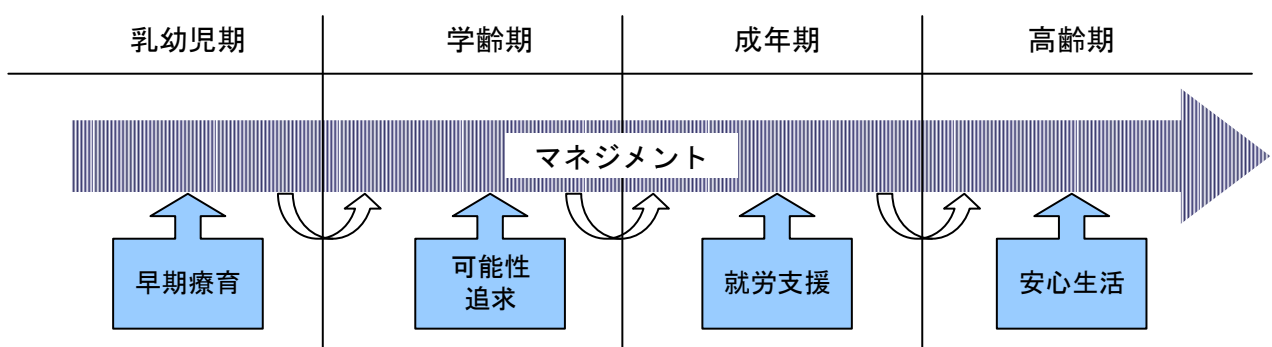
(5) マネジメントの強化

障がい者支援担当者会議（ケース会議）の開催促進

障がい者の生活をより豊かなものにするためには、サービスの提供を組織化するマネジメント機能が重要です。マネジメントのテーマをライフステージでみると、乳幼児期では早期療育、学齢期では可能性の追求、成年期では就労支援、高齢期では安心生活です。また、一人ひとりの障がいの特性にあわせたマネジメントが、人生の節目で分断されることなく、継続して行われることも必要です。

このため、マネジメントを担う相談支援専門員が、サービス提供事業者や教育・雇用現場等と障がいのある人一人ひとりの特性を共有しサービス利用計画を作成するとともに、総合的な支援を提供していくことが求められている。今後は、本人や家族と関係スタッフを交えた障がい者支援担当者会議(ケース会議)の開催を促進します。

図 ライフステージに応じたマネジメントのテーマ



(6) PDCAサイクルへの対応について

PDCAサイクルの導入で進行状況を管理

計画の進み具合を、PDCAサイクルに基づいて評価・検証し、今後の取組と次期計画へ結び付けていきます。

○ PDCAサイクルについて

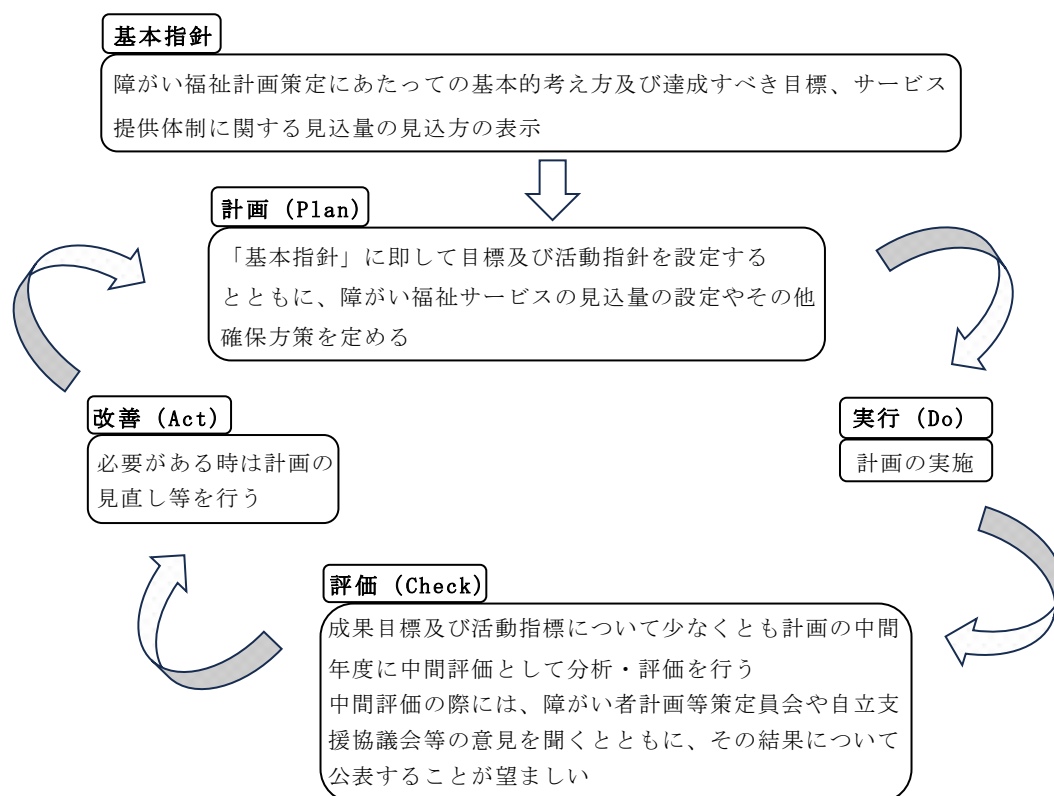
令和6年度を初年度とする第7期計画に係る障がい福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）では、計画にPDCAサイクルを導入するにあたり、第二における目標を「※成果目標（数値目標）」とし、第三における目標を「※活動指標（障がい福祉サービスの見込み量等）」と定めています。

・「成果目標」及び「活動指標」は、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間年度に中間評価として分析・評価を行い、必要があると認めるときは、計画の変更や事業の見直し等を実施します。

※「成果目標」・・・障がい福祉サービス等の提供体制確保の一環として、基本指針の中で基本理念等を踏まえて国全体で達成すべき目標として設定するもの。

※「活動指標」・・・市町村において、基本指針に定める基本理念や提供体制確保の基本的考え方、障がい福祉サービスの提供体制確保に関する成果目標等を達成するために、必要となるサービス提供量等の見込みとして設定するもの。

（障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスイメージ）



3 成年後見制度について

成年後見制度について（平田村成年後見制度利用促進基本計画）

※ この項目は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に定める当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村計画）を兼ねるものとします。

（1）成年後見制度について

成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で自ら判断する能力の不十分な方々は、不動産や預貯金、生活費などを管理したり、自身の介護や福祉サービスの利用に関する契約を結んだりする必要があるとしても、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であっても、説明がよく解らないままに契約を結んでしまうなど、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

この制度を利用することにより、家庭裁判所が選任した成年後見人が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人または成年後見人が、本人がした不利益な法律行為を後から取り消したりすることができます。※一部対象外の行為があります

（2）基本計画の目的および概要

基本計画の目的

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定するものです。

基本計画の概要

（1）基本計画の位置づけ

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第14条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされています。

また、第9期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画とその他関連計画との連携を図ります。

（2）基本計画の期間

国の第二期基本計画は、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとされていますが、平田村では他計画との連携を図るため、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3か年とします。

	令和3年 2021年	令和4年 2022年	令和5年 2023年	令和6年 2024年	令和7年 2025年	令和8年 2026年
国						
平田村						

(3) 村内における成年後見制度の現状と課題について

現状と課題

1 現状

平田村の成年後見制度の利用者数は後見1人、保佐0人、補助0人、任意後見0件と利用は非常に少ない状況です。

近年の村長申し立て実績件数は、令和3年度、令和4年度、令和5年度ともに0件であり利用促進事業利用件数においても同じく利用が無い状況です。

制度の認知度においても、障がい福祉計画策定に係るアンケート内では、成年後見制度を知っている方は179人中51人(28.8%)と、少ない状況です。

2 課題

○障がい者の課題

障がい者においては、在宅で生活している知的障がい児・者の方が増加していること。また精神障がい者で65歳以上の割合が上昇していることや、村全体の高齢化率が既に30%を上回る水準となっていることから、今後障がい者を見守る家族等の高齢化も懸念されるため、「親亡き後」の支援が必要となります。

○成年後見制度の課題

老人福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法では、「福祉を図るために特に必要と認められるとき」に成年後見制度利用の申立権を市区町村長に与えられましたが、本村における村長申立件数は非常に少ない実情があります。その原因としては、成年後見制度自体の周知不足が挙げられ、今後は村長申立など制度の利用に関する周知が必要です。

また、利用対象者の範囲についても検討し、より利用しやすい制度作りへ向けた施策を講じるとともに、庁内および関係機関においても制度の理解を図るための更なる啓発が必要です。

後見等の開始後に本人やその親族、更には後見人を支援する体制が未成熟であり、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことが不十分な状況です。

(4) 今後の取組みについて

今後の取り組み

1 取り組み目標

誰もが住み慣れた地域で、地域の方々と支えあい、尊厳をもって自分らしい生活を継続することができるように、必要な人が本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域ネットワークや中核機関の体制整備を行います。

2 具体的な事業

・地域連携ネットワークの3つの役割

本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度が利用できるよう、相談窓口を整備し、「権利擁護支援の必要な人の発見（掘り起こし）や支援」「早期段階からの相談・対応体制の整備」「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」の3つの役割を念頭に、地域に身近な相談支援専門員や基幹相談支援センター及び法律・福祉の専門職等と連携した仕組みづ

くりを構築するため、段階的に整備します。

・ **地域連携ネットワークの中核機関の整備・運営**

地域連携ネットワークを整備し、協議会を運営するための中核となる機関を整備するため、既に設置されている自治体を参考にしながら、中核機関の設置に向けて関係機関と協議を進めます。

・ **地域連携ネットワークの中核機関の4つの機能の整備方針**

広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能について、段階的に整備するとともに不正防止効果にも配慮します。

国の基本計画に優先して整備すべき機能として相談機能、広報機能があげられていることから、広報機能について優先整備し制度周知を図ります。

・ **助成制度のあり方**

現在村にある成年後見制度要綱等について、助成対象の範囲について見直しを行いました。今後も、利用者の経済的負担軽減を図り、利用者がより利用しやすい制度となるよう努めます。

1 改正障害者基本法の概要 資料：厚生労働省**総則関係****(1) 目的規定の見直し（第1条関係）**

- ・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

(2) 障害者の定義の見直し（第2条関係）

- ・ 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

(3) 地域社会における共生等（第3条関係）

- ・ 1）に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
- ・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- ・ 全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

(4) 差別の禁止（第4条関係）

- ・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- ・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- ・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

(5) 国際的協調（第5条関係）

- ・ 1) に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

(6) 国民の理解（第7条関係）/国民の責務（第8条関係）

- ・ 国及び地方公共団体は、3) から5) までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- ・ 国民は、基本原則にのっとり、1) に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

(7) 施策の基本方針（第10条関係）

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- ・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

2 第7期障害福祉計画等に係る国の基本指針の見直しについて

資料：厚生労働省

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和5年4月末～5月半ば頃に告示予定。
計画期間は令和6年4月～令和9年3月。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 地域生活支援の充実
- 四 福祉施設から一般就労への移行等
- 五 障害児支援の提供体制の整備等
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

3. 基本指針見直しの主な事項

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追加

④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定

- ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

⑭その他：地方分権提案に対する対応

- ・計画期間の柔軟化
- ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

4. 成果目標(計画期間が終了する令和8年度末の目標)

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上

③地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】

④福祉施設から一般就労への移行等(続き)

- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上

⑤障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
- ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

5. 活動指標

①施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数 ※
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ※ ○ 行動援護の利用者数、利用時間数 ※
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ※ ※個々のサービスとしての指標は初めて
- 生活介護の利用者数、利用日数 ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 【新規】 ○ 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数 ○ 就労定着支援の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数 ※重度障害者の利用者数を追加
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※新たな入所希望者のニーズ・環境の確認

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数
 - 保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
 - 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
 - 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
 - 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
 - 精神障害者の自立訓練（生活訓練）【新規】
- (都道府県)
- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点における機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数
- 障害者に対する職業訓練の受講者数

⑤発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ベアレントレーニングやベアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ベアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

(都道府県)

- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数【新規】

⑦相談支援体制の充実・強化等

(市町村)

- 基幹相談支援センターの設置【新規】
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービスの開発・改善【新規】

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数

(都道府県・市町村)

- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監督の適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込み【新規】
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込み【新規】

3 村内障がい者が利用しているサービス施設

■介護給付費（令和5年10月1日現在）

サービス種別	サービス内容	事業所名	所在地
施設入所支援	知的障がい者	石川共生園	石川町
	知的障がい者	桜が丘愛生園	石川町
	身体障がい者	福島県きびたき寮	西郷村
	知的障がい者	福島県かえで荘	西郷村
	知的障がい者	福島県けやき荘	西郷村
	知的障がい者	福島県矢吹しらうめ荘	矢吹町
居宅介護	身体介護中心	平田村支援事業所	平田村
生活介護	身体障がい者	福島県きびたき寮	西郷村
	知的障がい者	福島県かえで荘	西郷村
	知的障がい者	福島県けやき荘	西郷村
	身体・知的・精神障がい者	愛恵自立支援センター	石川町
	身体・知的・精神障がい者	永遠の里	須賀川市
	身体・知的・精神障がい者	だんでらいおん	平田村
	身体・知的・精神障がい者	あづまっぺ	浅川町
	知的障がい者	桜が丘愛生園	石川町
	知的障がい者	石川共生園	石川町
療養介護	知的障がい者	福島病院	須賀川市
短期入所	知的障がい者	桜が丘愛生園	石川町
	知的障がい者	にゃんころりん	石川町
	身体障がい者	福島県総合療育センター	郡山市

※利用状況周知のため、支給が終了した施設についても一部掲載しております。

■訓練等給付費（令和5年10月1日現在）

サービス種別	サービス内容	事業所名	所在地
共同生活援助 (グループホーム)	知的障がい者	共同生活事業所やぶき	矢吹町
	知的・精神障がい者	ささがわヴィレッジ	郡山市
	知的・精神障がい者	グリーリーブス郡山	郡山市
	知的・精神障がい者	フロンティア21	石川町
	精神障がい者	サザンホーム	須賀川市
	精神障がい者	パインフォレスト	須賀川市
	知的障がい者	グループホームひまわり荘	郡山市
	知的・精神障がい者	ケアホームラ・チッタ	郡山市
	知的・精神障がい者	にゃんころりん	石川町
就労移行支援	知的・精神障がい者	ワークセンター麦	須賀川市
就労継続支援 (A型)	身体・知的・精神障がい者	COCONARA	須賀川市
就労継続支援 (B型)	身体・知的・精神障がい者	愛恵自立支援センター	石川町
	身体・知的・精神障がい者	多機能型支援事業所 愛の郷	石川町
	身体・知的・精神障がい者	あづまっぺ	浅川町
	身体・知的・精神障がい者	だんでらいおん	平田村
	知的障がい者	共同作業所しらうめ	矢吹町
	知的障がい者	共同作業所たいしん	白河市
	知的障がい者	ワークセンター麦	須賀川市
	知的・精神障がい者	多機能支援型事業所 コラッジョ	郡山市
	身体・知的・精神障がい者	こまち作業所	小野町
	身体・知的・精神障がい者	障がい者支援センター プラスこまち	小野町

※利用状況周知のため、支給が終了した施設についても一部掲載しております。

■計画相談支援（令和5年10月1日現在）

サービス種別	サービス内容	事業所名	所在地
計画相談支援	身体・知的・精神障がい者	相談支援事業所あいくる	平田村
	身体・知的・精神障がい者	相談支援事業所ひまわり	石川町
	身体・知的・精神障がい者	地域生活支援センターけんなん	西郷村
	身体・知的・精神障がい者	相談支援事業所コンサル	郡山市
	身体・知的・精神障がい者	相談支援センターやぶき	矢吹町

■障害児給付費（令和5年10月1日現在）

サービス種別	サービス内容	事業所名	所在地
児童発達支援	障がい児	桜が丘学園エンジェル園	石川町
放課後等 デイサービス	障がい児	桜が丘学園エンジェル園	石川町
	障がい児	プレップスクール石川教室	石川町
	障がい児	プレップスクール玉川教室	玉川村
障害児相談支援	障がい児	相談支援事業所ひまわり	石川町
	障がい児	相談支援事業あいくる	平田村
	障がい児	相談支援事業所アピックス	須賀川市

※利用状況周知のため、支給が終了した施設についても一部掲載しております。

■地域生活支援事業（令和5年10月1日現在）

サービス種別	サービス内容	事業所名	所在地
意思疎通支援事業	手話通訳	福島県聴覚障害者協会	福島市
移動支援事業	個別型移動支援	平田支援事業所	平田村
日中一時支援	身体・知的障がい者	桜が丘学園	石川町
		ワークセンター麦	須賀川市
		福島病院	須賀川市
		地域生活サポートセンターあゆり	矢吹町
日常生活用具	ストマ用具等		

※利用状況周知のため、支給が終了した施設についても一部掲載しております。

4 難病患者の対象疾病一覧

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	47	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
2	アイザックス症候群	48	潰瘍性大腸炎
3	I g A腎症	49	下垂体前葉機能低下症
4	I g G 4 関連疾患	50	家族性地中海熱
5	亜急性硬化性全脳炎	51	家族性低βリポタンパク血症1 (ホモ接合体) ※
6	アジソン病	52	家族性良性慢性天疱瘡
7	アッシャー症候群	53	カナバン病
8	アトピー性脊髄炎	54	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
9	アペール症候群	55	歌舞伎症候群
10	アミロイドーシス	56	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
11	アラジール症候群	57	カルニチン回路異常症
12	アルポート症候群	58	加齢黄斑変性 ○
13	アレキサンダー病	59	肝型糖原病
14	アンジェルマン症候群	60	間質性膀胱炎（ハンナ型）
15	アントレー・ピクスラー症候群	61	環状20番染色体症候群
16	イソ吉草酸血症	62	関節リウマチ
17	一次性ネフローゼ症候群	63	完全大血管転位症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	64	眼皮膚白皮症
19	1 p 36欠失症候群	65	偽性副甲状腺機能低下症
20	遺伝性自己炎症疾患	66	ギャロウェイ・モフト症候群
21	遺伝性シストニア	67	急性壊死性脳症 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	68	急性網膜壊死 ○
23	遺伝性膀胱炎	69	球脊髄性筋萎縮症
24	遺伝性鉄芽球性貧血	70	急速進行性糸球体腎炎
25	ウィーバー症候群	71	強直性脊椎炎
26	ウィリアムズ症候群	72	巨細胞性動脈炎
27	ウィルソン病	73	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
28	ウエスト症候群	74	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
29	ウェルナー症候群	75	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
30	ウォルフラム症候群	76	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
31	ウルリッヒ病	77	筋萎縮性側索硬化症
32	HTLV-1 関連脊髄症	78	筋型糖原病
33	A T R - X 症候群	79	筋ジストロフィー
34	A D H 分泌異常症	80	クッシング病
35	エーラス・ダンロス症候群	81	クリオピリン関連周期熱症候群
36	エプスタイン症候群	82	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
37	エプスタイン病	83	クルーゾン症候群
38	エマヌエル症候群	84	グルコーストランスポーター1欠損症
39	遠位型ミオパチー	85	グルタル酸血症1型
40	円錐角膜 ○	86	グルタル酸血症2型
41	黄色靱帯骨化症	87	クロウ・深瀬症候群
42	黄斑ジストロフィー	88	クローン病
43	大田原症候群	89	クロンカイト・カナダ症候群
44	オクシピタル・ホーン症候群	90	痙攣重積型（二相性）急性脳症
45	オスラー病	91	結節性硬化症
46	カーニー複合	92	結節性多発動脈炎

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
93	血栓性血小板減少性紫斑病	138	色素性乾皮症
94	限局性皮膚異形成	139	自己貪食空胞性ミオパチー
95	原発性局所多汗症 ○	140	自己免疫性肝炎
96	原発性硬化性胆管炎	141	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※) ※
97	原発性高脂血症	142	自己免疫性溶血性貧血
98	原発性側索硬化症	143	四肢形成不全 ○
99	原発性胆汁性胆管炎	144	シトステロール血症
100	原発性免疫不全症候群	145	シトリン欠損症
101	顕微鏡的大腸炎 ○	146	紫斑病性腎炎
102	顕微鏡的多発血管炎	147	脂肪萎縮症
103	高IgD症候群	148	若年性特発性関節炎
104	好酸球性消化管疾患	149	若年性肺炎腫
105	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	150	シャルコー・マリー・トゥース病
106	好酸球性副鼻腔炎	151	重症筋無力症
107	抗糸球体基底膜腎炎	152	修正大血管転位症
108	後縦靱帯骨化症	153	ジュベール症候群関連疾患
109	甲状腺ホルモン不応症	154	シュワルツ・ヤンベル症候群
110	拘束型心筋症	155	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
111	高チロシン血症1型	156	神経細胞移動異常症
112	高チロシン血症2型	157	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	高チロシン血症3型	158	神経線維腫症
114	後天性赤芽球癆	159	神経フェリチン症
115	広範脊柱管狭窄症	160	神経有棘赤血球症
116	膠様滴状角膜ジストロフィー	161	進行性核上性麻痺
117	抗リン脂質抗体症候群	162	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症 ※
118	コケイン症候群	163	進行性骨化性線維異形成症
119	コステロ症候群	164	進行性多巣性白質脳症
120	骨形成不全症	165	進行性白質脳症
121	骨髓異形成症候群 ○	166	進行性ミオクロームヌステんかん
122	骨髓線維症 ○	167	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
123	ゴナドトロピン分泌亢進症	168	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
124	5p欠失症候群	169	スタージ・ウェーバー症候群
125	コフィン・シリズ症候群	170	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	コフィン・ローリー症候群	171	スミス・マギニス症候群
127	混合性結合組織病	172	スモン ○
128	鰓耳腎症候群	173	脆弱X症候群
129	再生不良性貧血	174	脆弱X症候群関連疾患
130	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○	175	成人スチル病
131	再発性多発軟骨炎	176	成長ホルモン分泌亢進症
132	左心低形成症候群	177	脊髄空洞症
133	サルコイドーシス	178	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	三尖弁閉鎖症	179	脊髄髄膜瘤
135	三頭筋素欠損症	180	脊髄性筋萎縮症
136	CFC症候群	181	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
137	シェーグレン症候群	182	前眼部形成異常

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
183	全身性エリテマトーデス	228	遅発性内リンパ水腫
184	全身性強皮症	229	チャージ症候群
185	先天異常症候群	230	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
186	先天性横隔膜ヘルニア	231	中毒性表皮壊死症
187	先天性核上性球麻痺	232	腸管神経節細胞僅少症
188	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	233	TSH分泌亢進症
189	先天性魚鱗癬	234	TNF受容体関連周期性症候群
190	先天性筋無力症候群	235	低ホスファターゼ症
191	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症	236	天疱瘡
192	先天性三尖弁狭窄症	237	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
193	先天性腎性尿崩症	238	特発性拡張型心筋症
194	先天性赤血球形成異常性貧血	239	特発性間質性肺炎
195	先天性僧帽弁狭窄症	240	特発性基底核石灰化症
196	先天性大脳白質形成不全症	241	特発性血小板減少性紫斑病
197	先天性肺静脈狭窄症	242	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
198	先天性風疹症候群 ○	243	特発性後天性全身性無汗症
199	先天性副腎低形成症	244	特発性大腿骨頭壊死症
200	先天性副腎皮質酵素欠損症	245	特発性多中心性キャスルマン病
201	先天性ミオパチー	246	特発性門脈圧亢進症
202	先天性無痛無汗症	247	特発性両側性感音難聴
203	先天性葉酸吸収不全	248	突発性難聴 ○
204	前頭側頭葉変性症	249	ドラベ症候群
205	早期ミオクローニ-脳症	250	中條・西村症候群
206	総動脈幹遺残症	251	那須・ハコラ病
207	総排泄腔遺残	252	軟骨無形成症
208	総排泄腔外反症	253	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	ソトス症候群	254	22q11.2欠失症候群
210	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	255	乳幼児肝巨大血管腫
211	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	256	尿素サイクル異常症
212	大脳皮質基底核変性症	257	ヌーナン症候群
213	大理石骨病	258	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
214	ダウン症候群 ○	259	ネフロン病 ※
215	高安静脈炎	260	脳クレアチン欠乏症候群 ※
216	多系統萎縮症	261	脳髄黄色腫症
217	タナトフォリック骨異形成症	262	脳表ヘモジデリン沈着症
218	多発血管炎性肉芽腫症	263	膿疱性乾癬
219	多発性硬化症/視神経脊髄炎	264	嚢胞性線維症
220	多発性軟骨性外骨腫症 ○	265	パーキンソン病
221	多発性嚢胞腎	266	バージャー病
222	多脾症候群	267	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
223	タンジール病	268	肺動脈性肺高血圧症
224	単心室症	269	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
225	弾性線維性仮性黄色腫	270	肺胞低換気症候群
226	短腸症候群 ○	271	ハッチンソン・ギルフォード症候群
227	胆道閉鎖症	272	バッド・キアリ症候群

令和3年11月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

※ 新たに対象となる疾病（6疾病）

△ 表記が変更された疾病（0疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
273	ハンチントン病	321	ホモシスチン尿症 ※
274	汎発性特発性骨増殖症 ○	322	ポルフィリン症
275	P C D H 19 関連症候群	323	マリネスコ・シェーグレン症候群
276	非ケトーシス型高グリシン血症	324	マルファン症候群
277	肥厚性皮膚骨膜炎	325	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー
278	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	326	慢性血栓性肺高血圧症
279	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	327	慢性再発性多発性骨髄炎
280	肥大型心筋症	328	慢性肝炎 ○
281	左肺動脈右肺動脈起始症	329	慢性特発性偽性腸閉塞症
282	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	330	ミオクロニー欠神てんかん
283	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	331	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
284	ビッカースタッフ脳幹脳炎	332	ミトコンドリア病
285	非典型溶血性尿毒症症候群	333	無虹彩症
286	非特異性多発性小腸潰瘍症	334	無脾症候群
287	皮膚筋炎／多発性筋炎	335	無βリボタンパク血症
288	びまん性汎細気管支炎 ○	336	メーブルシロップ尿症
289	肥満低換気症候群 ○	337	メチルグルタコン酸尿症
290	表皮水疱症	338	メチルマロン酸血症
291	ヒルシュスブルング病（全結腸型又は小腸型）	339	メビウス症候群
292	VATER症候群	340	メンケス病
293	ファイファー症候群	341	網膜色素変性症
294	ファロー四徴症	342	もやもや病
295	ファンconi貧血	343	モワット・ウイルソン症候群
296	封入体筋炎	344	薬剤性過敏症候群 ○
297	フェニルケトン尿症	345	ヤング・シンプソン症候群
298	フォンタン術後症候群 ○	346	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
299	複合カルボキシラーゼ欠損症	347	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
300	副甲状腺機能低下症	348	4p欠失症候群
301	副腎白質ジストロフィー	349	ライソゾーム病
302	副腎皮質刺激ホルモン不応症	350	ラスムッセン脳炎
303	ブラウ症候群	351	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
304	ブラダー・ウィリ症候群	352	ランドウ・クレフナー症候群
305	プリオン病	353	リジン尿性蛋白不耐症
306	プロピオン酸血症	354	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
307	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	355	両大血管右室起始症
308	閉塞性細気管支炎	356	リンパ管腫症/ゴーハム病
309	β-ケトチオラーゼ欠損症	357	リンパ脈管筋腫症
310	ベーチェット病	358	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
311	ベスレミアオパチー	359	ルビンシュタイン・ティビ症候群
312	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	360	レーベル遺伝性視神経症
313	ヘモクロマトーシス ○	361	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
314	ペリー症候群	362	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
315	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	363	レット症候群
316	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	364	レノックス・ガストー症候群
317	片側巨脳症	365	ロスムンド・トムソン症候群
318	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	366	肋骨異常を伴う先天性側弯症
319	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
320	発作性夜間ヘモグロビン尿症		

（※）新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号141（自己免疫性後天性凝固因子欠乏症）に統合

5 計画策定に係るアンケート結果（手帳所持者）

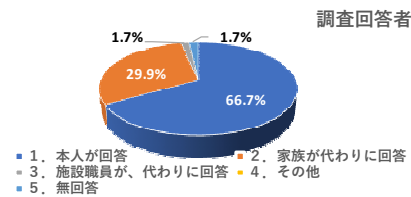
平田村障がい者計画 平田村第7期障がい福祉計画および 平田村第3期障がい児童福祉計画にかかる アンケート集計結果

実施期間 令和5年8月1日～8月31日
対象者 身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者
（住所地特例による施設入所者含む） 計371名
回答者 179名（回答率48.2%）
有効回答 177名（有効回答率98.9%）
調査内容 集計結果内見出しによる

1. あなたについて

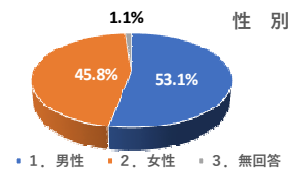
問1 この調査に回答しているのはどなたですか（1つに○）

	(人)	(%)
1. 本人が回答	118	66.7
2. 家族が代わりに回答	53	29.9
3. 施設職員が、代わりに回答	3	1.7
4. その他	0	0.0
5. 無回答	3	1.7
合計	177	



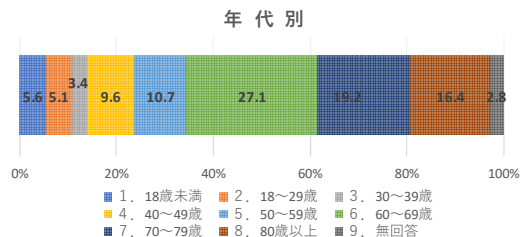
問2 性別を教えてください

	(人)	(%)
1. 男性	94	53.1
2. 女性	81	45.8
3. 無回答	2	1.1
合計	177	



問3 年齢を教えてください（7月1日現在）

	(人)	(%)
1. 18歳未満	10	5.6
2. 18～29歳	9	5.1
3. 30～39歳	6	3.4
4. 40～49歳	17	9.6
5. 50～59歳	19	10.7
6. 60～69歳	48	27.1
7. 70～79歳	34	19.2
8. 80歳以上	29	16.4
9. 無回答	5	2.8
合計	177	



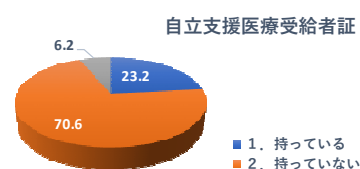
問4 あなたが持っている手帳の種類と程度についてお答えください

身体障害者手帳 114人		療育手帳 43人	精神障害者保健福祉手帳 36人	(※無回答13人)
等級	種類(あてはまるものに○)			
1級 51人	・視覚障がい 10人	A 8人	1級 8人	
2級 19人	・聴覚障がい 7人		2級 20人	
3級 13人	・平衡機能障がい 2人	B 36人	3級 7人	
4級 16人	・音声・言語・そしゃく機能障がい 2人		無回答 1人	
5級 7人	・肢体不自由 40人			
6級 3人	・内部機能障がい 40人			
不明 5人	・不明・未記入 19人			

※複数障がいあり

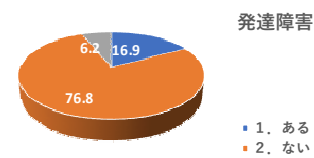
問5 あなたは自立支援医療（精神通院）受給者証（みどり色の受給者証）を持っていますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. 持っている	41	23.2
2. 持っていない	125	70.6
3. 無回答	11	6.2
合計	177	



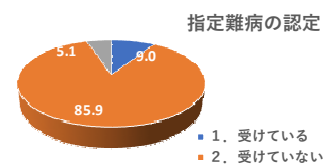
問6. あなたは発達障害と診断されたことがありますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. ある	30	16.9
2. ない	136	76.8
3. 無回答	11	6.2
合計	177	



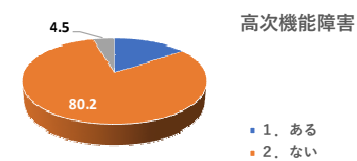
問7 あなたは難病（指定難病）の認定を受けていますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. 受けている	16	9.0
2. 受けていない	152	85.9
3. 無回答	9	5.1
合計	177	



問8 あなたは高次機能障害として診断されたことはありますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. ある	27	15.3
2. ない	142	80.2
3. 無回答	8	4.5
合計	177	

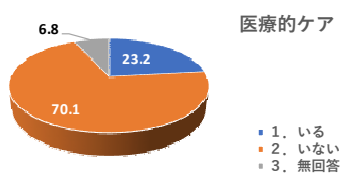


あると回答した方の症状

- ・目が見えにくい（8）
- ・耳が聞こえにくい（6）
- ・言葉が話しにくい（11）
- ・内部障害（3）
- ・上肢が動かしにくい（4）
- ・下肢が動かしにくい（11）

問9 あなたは現在医療的ケアを受けていますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. いる	41	23.2
2. いない	124	70.1
3. 無回答	12	6.8
合計	177	

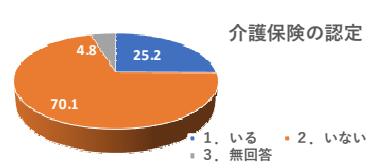


受けていると回答した方のケア

- ・人工呼吸器（1）
- ・胃ろう、腸ろう（2）
- ・けい管栄養（1）
- ・人工透析（8）
- ・カテーテル留置（3）
- ・ストマ（人工肛門、膀胱）（6）
- ・服薬管理（16）
- ・その他（7）（※酸素吸入・耳鼻科・人工関節・肺炎腫）

問10 【40歳以上の方】介護保険の要支援・要介護認定を受けていますか

	(人)	(%)
1. いる	37	25.2
2. いない	103	70.1
3. 無回答	7	4.8
合計	147	



・要支援1（1）	1
・要支援2	8
・要介護1	2
・要介護2	11
・要介護3	3
・要介護4	4
・要介護5	2
・不明	6
合計	37

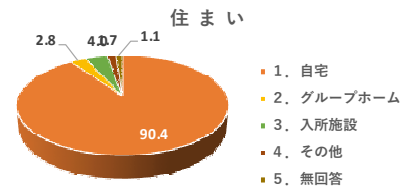
利用しているサービス

訪問介護	9
訪問入浴介護	1
訪問リハビリ	3
居宅療養管理指導	0
通所介護	11
通所リハビリ	10
短期入所	3
短期入所療養介護	0
介護老人福祉施設	2
介護老人保健施設	2
有料老人ホームなど	0
グループホーム	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	0
福祉用具レンタル	11
福祉用具購入	7

2. お住まいと支援について

問1 1 あなたは現在どこで暮らしていますか（1つに○）

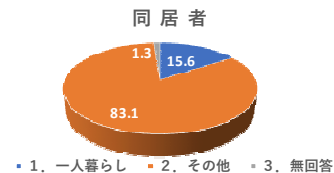
	(人)	(%)
1. 自宅	160	90.4
2. グループホーム	5	2.8
3. 入所施設	7	4.0
4. その他	3	1.7
5. 無回答	2	1.1
合計	177	



問1 2 どなたと一緒に暮らしていますか（いくつでも○）

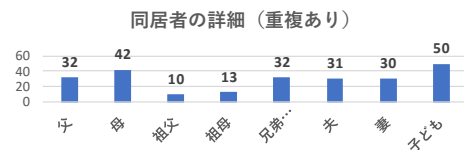
（※自宅に暮らしている方）

	(人)	(%)
1. 一人暮らし	25	15.6
2. その他	133	83.1
3. 無回答	2	1.3
合計	160	



その他の詳細

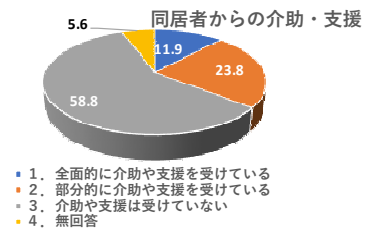
父	32
母	42
祖父	10
祖母	13
兄弟姉妹	32
夫	31
妻	30
子ども	50



問1 3 現在一緒に暮らしている人などから介助や支援を受けていますか（1つに○）

（※自宅に暮らしている方）

	(人)	(%)
1. 全面的に介助や支援を受けている	19	11.9
2. 部分的に介助や支援を受けている	38	23.8
3. 介助や支援は受けていない	94	58.8
4. 無回答	9	5.6
合計	160	



問1 4 どのような介助を受けていますか（いくつでも○）

（※介助や支援を受けている方57人と受けていない方の内7人が回答）

	(人)	(%)
1. 食事	28	43.8
2. トイレ	14	21.9
3. 入浴	18	28.1
4. 身だしなみ	22	34.4
5. 外出	39	60.9
6. お金の管理	38	59.4
7. 薬の管理	23	35.9
8. その他	9	14.1
合計	64	



その他の詳細

・外出の送迎	・会社の送迎	・通院の送迎や付き添い
・装具の交換	・経済的支援	・入浴等の声かけ

問1 5 あなたが生活する中で、どのような情報が欲しいですか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. 各種サービスの情報	64	36.2
2. 医療の情報	52	29.4
3. 仕事の情報	21	11.9
4. 趣味の活動の情報	26	14.7
5. 相談できる場所の情報	50	28.2
6. 障がい者団体などの情報	23	13.0
7. その他	5	2.8
8. 無回答	49	27.7
合計	177	



その他の詳細

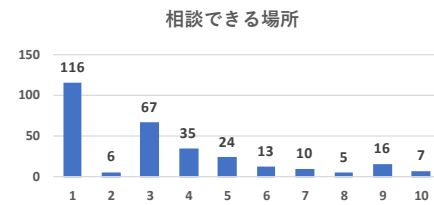
・障がい者が住めるマンション（グループホームの設立）
・年金のこと

問16 あなたやあなたの家族が日常生活や福祉サービスについて相談できる場所はどこですか
(いくつでも○)

	(人)	(%)
1. 役場や保健センター	116	65.5
2. 学校	6	3.4
3. 病院	67	37.9
4. 施設や事業所	35	19.8
5. 相談支援事業所	24	13.6
6. 職場の人	13	7.3
7. 民生児童委員	10	5.6
8. その他	5	2.8
9. 相談するところがない、 わからない	16	9.0
10. 無回答	7	4.0
合計	177	

その他の詳細

- ・訪問看護
- ・地域包括支援センター
- ・家族
- ・受けていない



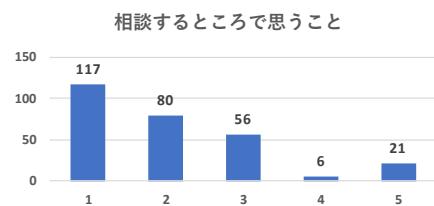
問17 日常生活や福祉サービスについて相談するところで思うのはどのようなことですか (いくつでも○)

	(人)	(%)
1. いつでも相談できる	117	66.1
2. 相談に行きやすい、 近くにある	80	45.2
3. 専門的な相談ができる	56	31.6
4. その他	6	3.4
5. 無回答	21	11.9
合計	177	

その他の詳細

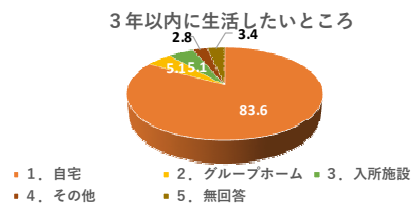
- ・安心して話せる

- ・必要なことを本人が分るようにする
- ・特に無し



問18 あなたは今後3年以内にどこで生活したいと思いますか (1つに○)

	(人)	(%)
1. 自宅	148	83.6
2. グループホーム	9	5.1
3. 入所施設	9	5.1
4. その他	5	2.8
5. 無回答	6	3.4
合計	177	100.0



問19.自宅で生活する場合、どのような介助や支援を受けたいですか (いくつでも○)

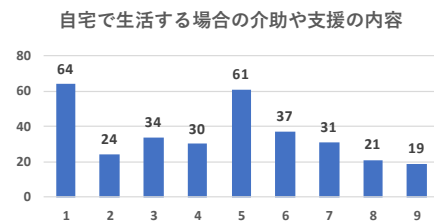
	(人)	(%)
1. 食事	64	36.2
2. トイレ	24	13.6
3. 入浴	34	19.2
4. 身だしなみ	30	16.9
5. 外出	61	34.5
6. お金の管理	37	20.9
7. 薬の管理	31	17.5
8. その他	21	11.9
9. 無回答	19	10.7
合計	177	181.4

その他の詳細

- ・車が乗れなくなった時の送迎
- ・声かけて欲しい

- ・装具の交換
- ・現在は特にない

- ・買い物

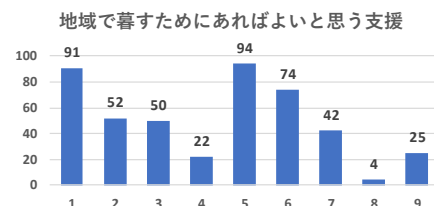


問20 地域で希望する暮らしを送るためにはどのような支援があればよいと思いますか (いくつでも○)

	(人)	(%)
1. 医療ケアが適切に受けられること	91	51.4
2. 障がい者に適した住む場所があること	52	29.4
3. 必要な在宅サービスが利用できること	50	28.2
4. 生活訓練などが充実すること	22	12.4
5. 経済的な負担が減ること	94	53.1
6. 適切に相談を受けてもらえること	74	41.8
7. 地域の人々の理解や支え合い	42	23.7
8. その他	4	2.3
9. 無回答	25	14.1
合計	177	256.5

その他の詳細

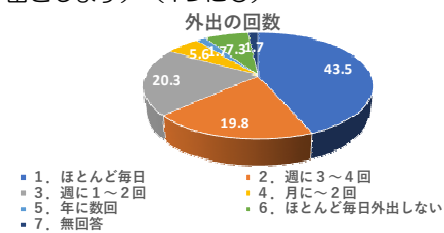
- ・生活水準に近く、障がいをもっていても本人が負担を感じにくい支援
- ・特にない



3. 外出について

問2-1 外出の回数はどれくらいですか（散歩や学校、仕事も外出とします）（1つに○）

	(人)	(%)
1. ほとんど毎日	77	43.5
2. 週に3～4回	35	19.8
3. 週に1～2回	36	20.3
4. 月に～2回	10	5.6
5. 年に数回	3	1.7
6. ほとんど毎日外出しない	13	7.3
7. 無回答	3	1.7
合計	177	100.0



問2-2 どのような目的で外出することが多いですか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. 通勤・通学・事業所に行く	61	34.5
2. 病院やリハビリに行く	105	59.3
3. 買物をする	104	58.8
4. 知人、友達に会う	25	14.1
5. 趣味やサークル活動に参加する	10	5.6
6. その他	23	13.0
7. 無回答	11	6.2
合計	177	191.5



その他の詳細

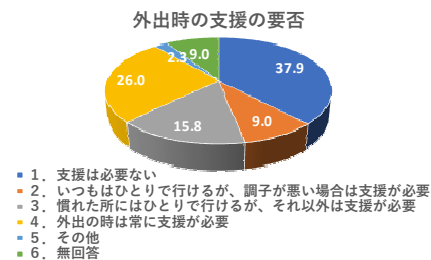
- ・運健康のため
- ・子どもの送迎
- ・外食

- ・美容室
- ・デイサービス
- ・受診

- ・草刈・畑仕事
- ・散歩・ウォーキング
- ・祖母の実家に行く

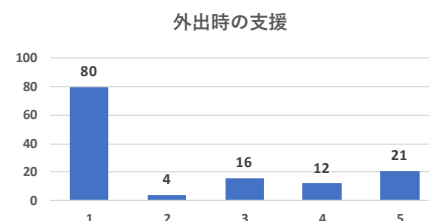
問2-3 外出の時に支援が必要ですか（1つに○）

	(人)	(%)
1. 支援は必要ない	67	37.9
2. いつもはひとりでできるが、調子が悪い場合は支援が必要	16	9.0
3. 慣れた所にはひとりでできるが、それ以外では支援が必要	28	15.8
4. 外出の時は常に支援が必要	46	26.0
5. その他	4	2.3
6. 無回答	16	9.0
合計	177	100.0



問2-4 外出する時、どのような支援を受けていますか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. 家族に付き添ってもらっている	80	78.4
2. 友人や知人、ボランティアの方などに付き添ってもらっている	4	3.9
3. 福祉サービス（移動支援など）を利用している	16	15.7
4. その他	12	11.8
5. 無回答	21	20.6
合計	102	



その他の詳細

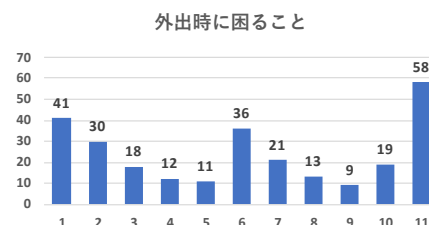
- ・病院、施設職員の送迎
- ・ストマがパンクした時

- ・事業所職員の付き添い
- ・カーナビが必要

※支援が必要ない方で8人が回答している

問2-5 外出する時に困ることは何ですか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. バスの本数やタクシーが少ない	41	23.2
2. 乗り物の乗り降りが大変だ	30	16.9
3. 道路や公共の施設の設備が不便	18	10.2
4. バスなどにのり方がわかりにくい	12	6.8
5. 介助する人が確保できない	11	6.2
6. 移動にお金がかかる	36	20.3
7. 周囲の目気になる	21	11.9
8. 発作などの時の対応が心配	13	7.3
9. 道路のバリアフリー化	9	5.1
10. その他	19	10.7
11. 無回答	58	32.8
合計	177	151.4



その他の詳細

- ・自分の運転に制限（遠距離・冬は不可）
- ・駐車場の障がい者スペースに健常者が停めていて困る
- ・思いやり駐車場が少ない
- ・歩いていく
- ・ガソリン代がかかる
- ・車の運転ができなくなった時

- ・トイレが大変だ
- ・耳が聞こえない
- ・車運転できないので自由に外出できない
- ・カーナビの案内がややこしい
- ・特にない

4. 障がい福祉サービスの利用について

問26 次のサービスを利用していますか、また今後も利用したいですか

- A 現在の利用：利用しているサービスに○
B 今後の利用：1つに○

	A 現在の利用	B 今後の利用 (1つに○)			
	現在利用	利用したい	利用したくない	わからない	無回答
※別紙に福祉サービス一覧があります。 回答の参考にしてください。					
①居宅介護(ヘルパー)	7	15	33	34	95
②重度訪問介護	0	11	30	38	98
③同行援護・行動援護	4	12	29	37	99
④重度障がい者等包括支援	3	17	27	33	100
⑤施設入所支援	6	23	30	29	95
⑥短期入所(ショートステイ)	9	19	32	30	96
⑦療養介護	5	19	29	33	96
⑧生活介護	11	23	28	33	93
⑨自立生活援助	6	21	27	37	92
⑩共同生活援助(グループホーム)	5	12	29	43	93
⑪自立訓練(機能訓練・生活訓練)	5	19	32	35	91
⑫就労移行支援	0	12	32	35	98
⑬就労継続支援(A型・B型)	10	20	29	34	94
⑭就労定着支援	1	13	29	37	98
⑮計画相談支援・障害児相談支援	12	25	21	35	96
⑯地域移行支援	0	10	26	40	101
⑰地域定着支援	2	14	21	41	101
⑱児童発達支援	4	8	27	41	101
⑲医療型児童発達支援	1	5	26	44	102
⑳放課後等デイサービス	4	6	25	45	101
㉑居宅訪問型児童発達支援	0	1	27	45	104
㉒保育所等訪問支援	0	1	27	45	104
㉓障がい児入所支援	0	1	24	48	104
㉔移動支援	1	14	22	39	102
㉕日中一時支援	7	14	24	40	99
㉖訪問入浴サービス	0	10	26	39	102
㉗補装具・福祉用具の購入補助	10	24	21	33	99

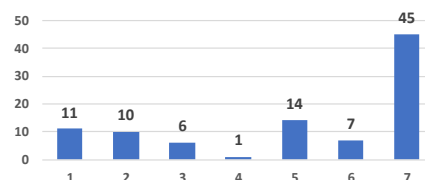
(※現在利用している方は65人、利用していない方66人、無回答46人)

問27 サービスを利用して不満に思うことがありますか

(※利用している方65人と受けていない方9人が回答)

	(人)	(%)
1. 身近なところを利用できない、 近くにしたい事業所がない	11	14.9
2. 利用したい日や時間に利用できない	10	13.5
3. 自分や家族の希望を尊重してもらえない	6	8.1
4. 建物や設備が自分の障がいに合っていない	1	1.4
5. サービス内容についての情報がない	14	18.9
6. その他	7	9.5
7. 無回答	45	60.8
合計	74	

サービスを利用したの不満

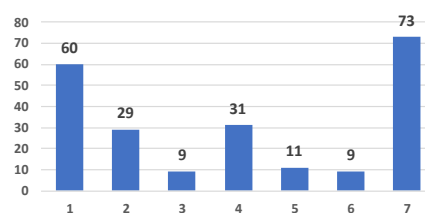


・ 仕事に皆に聞こえる所で個人的な話をしなければいけない。笑い話の種になっていないか心配。 ・ 特にない。

問28 問26のサービス以外で、利用したいと思うもの、充実すべきだと思うものはどのようなものですか(いくつでも可)

	(人)	(%)
1. 365日24時間対応で地域における相談支援が受けらる仕組み	60	33.9
2. 成年後見制度利用支援事業(判断能力が低下した人の金銭管理や契約など)	29	16.4
3. 「障がい者親の会」などの自発的活動に関する支援	9	5.1
4. 地域活動支援センター事業(創作活動などの機会の提供、交流などに関する)	31	17.5
5. 意思疎通支援事業(手話通訳者または要約筆記記者等の派遣を行う事業)	11	6.2
6. その他	9	5.1
7. 無回答	73	41.2
合計	177	

他に利用したいサービス



その他の詳細

- ・ 月12万円位もらえる事業所
- ・ 思い浮かばない
- ・ 高齢障がい者と老々介護の問題
- ・ 特にない

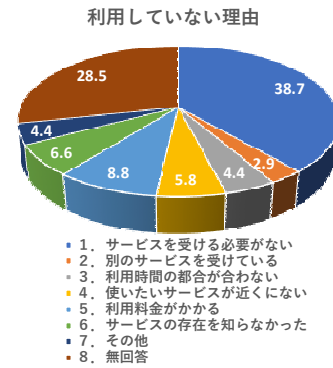
問29 サービスを利用していない（予定がない）理由があれば教えてください（1つに○）

（※サービスを利用していない方112人と利用している方内25人が回答）

	(人)	(%)
1. サービスを受ける必要がない	53	38.7
2. 別のサービスを受けている	4	2.9
3. 利用時間の都合が合わない	6	4.4
4. 使いたいサービスが近くにない	8	5.8
5. 利用料金がかかる	12	8.8
6. サービスの存在を知らなかった	9	6.6
7. その他	6	4.4
8. 無回答	39	28.5
合計	137	100.0

その他の詳細

- ・精神障害で長期入院
- ・家族でやっている
- ・まだ利用しないが、そのうち受けるのもありそう
- ・まだこどもです

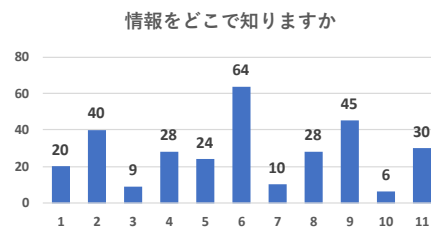


問30 障がいのことや福祉サービスの情報は、どこで知りますか。（いくつでも可）

	(人)	(%)
1. 本や新聞、雑誌の記事、テレビ、ラジオ	20	11.3
2. 広報ひらた、行政だより	40	22.6
3. インターネット、スマートフォン、携帯電話	9	5.1
4. 家族や親せき	28	15.8
5. サービス事業所の職員、家族会	24	13.6
6. 病院の先生	64	36.2
7. 学校の先生	10	5.6
8. 相談支援事業所の相談員	28	15.8
9. 役場の窓口、職員	45	25.4
10. その他	6	3.4
11. 無回答	30	16.9
合計	177	

その他の詳細

- ・自身が福祉の仕事をしていた
- ・チラシ
- ・無し



5. 仕事・通所について（18歳以上の方のみ）

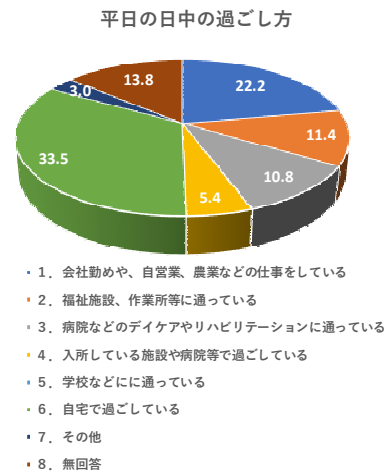
問31 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか（1つに○）

（※18歳以上の方167人）

	(人)	(%)
1. 会社勤めや、自営業、農業などの仕事をしている	37	22.2
2. 福祉施設、作業所等に通っている	19	11.4
3. 病院などのデイケアやリハビリテーションに通っている	18	10.8
4. 入所している施設や病院等で過ごしている	9	5.4
5. 学校などに通っている	0	0.0
6. 自宅で過ごしている	56	33.5
7. その他	5	3.0
8. 無回答	23	13.8
合計	167	100.0

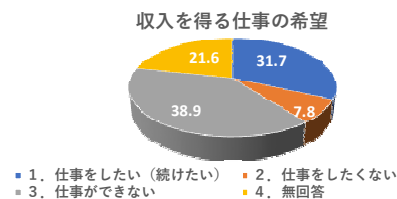
その他の詳細

- ・派遣で勤務
- ・透析・デイサービス各3日
- ・デイサービス



問32 あなたは今後、収入を得る仕事をしたい（続けたい）と思いますか（1つに○）

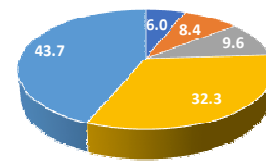
	(人)	(%)
1. 仕事をしたい（続けたい）	53	31.7
2. 仕事をしたくない	13	7.8
3. 仕事ができない	65	38.9
4. 無回答	36	21.6
合計	167	100.0



問33 収入を得る仕事に就くために、職業訓練などを受けたいと思いますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. すでに、職業訓練を受けている	10	6.0
2. 職業訓練を受けたい	14	8.4
3. 職業訓練を受けたくない	16	9.6
4. 職業訓練を受ける必要はない	54	32.3
5. 無回答	73	43.7
合計	167	100.0

職業訓練の希望

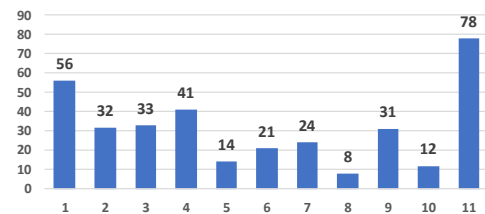


- 1. すでに、職業訓練を受けている
- 2. 職業訓練を受けたい
- 3. 職業訓練を受けたくない
- 4. 職業訓練を受ける必要はない
- 5. 無回答

問34 仕事をする（続ける）ためには、どのようなことが必要だと思いますか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. 近くに働く場所がある	56	33.5
2. 通勤手段が確保される	32	19.2
3. 短時間の勤務や勤務日数などに気を配ってくれる	33	19.8
4. 障がいについて事業主や職場の人たちの理解がある	41	24.6
5. 職場の施設や設備が障がいに配慮されている（バリアフリーなど）	14	8.4
6. 仕事について、職場以外にも相談できる場所がある	21	12.6
7. 長い年数を働き続けられるよう支援してくれる	24	14.4
8. 学校在学中から、仕事にかかる体験や訓練が受けられる	8	4.8
9. 65歳を過ぎても、働いたり作業ができる機会がある	31	18.6
10. その他	12	7.2
11. 無回答	78	46.7
合計	167	

仕事を続けるために必要だと思うこと



その他の詳細

- ・外での仕事は無理
- ・障がい者を雇うことで事業主がマイナスにならない
- ・高齢のため働けない
- ・体力的に自信がない

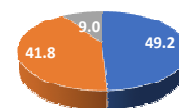
- ・期限切れの雇止めが無いように法整備を
- ・働きたくない
- ・無い

6. 災害時の避難・権利擁護について

問35 あなたは、災害などの時の避難場所を知っていますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. 知っている	87	49.2
2. 知らない	74	41.8
3. 無回答	16	9.0
合計	177	100.0

避難場所

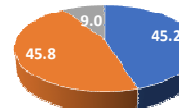


- 1. 知っている
- 2. 知らない
- 3. 無回答

問36 あなたは、災害などの時に一人で避難できますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. できる	80	45.2
2. できない	81	45.8
3. 無回答	16	9.0
合計	177	100.0

一人での避難

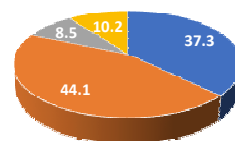


- 1. できる
- 2. できない
- 3. 無回答

問37 災害などの時、家族以外に近所であなたを助けてくれる人はいますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. いる	66	37.3
2. いない	78	44.1
3. 緊急通報システムなどの利用	15	8.5
4. 無回答	18	10.2
合計	177	100.0

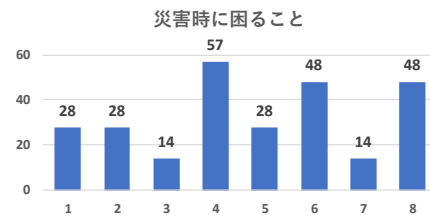
家族以外で助けてくれる人



- 1. いる
- 2. いない
- 3. 緊急通報システムなどの利用
- 4. 無回答

問38 あなたが、災害などの時に困ることは何ですか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. 病院での治療が受けられない（人工透析など）	28	15.8
2. 自分で救助を求めることができない	28	15.8
3. 必要な福祉用具などが手に入らない（ストーマ用器具など）	14	7.9
4. 安全なところまで自分で避難することができない	57	32.2
5. 周囲とのコミュニケーションがとれない	28	15.8
6. どこに避難していいかわからない	48	27.1
7. その他	14	7.9
8. 無回答	48	27.1
合計	177	

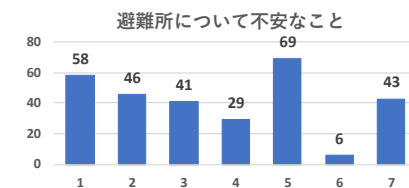


その他の詳細

- ・人工呼吸器が使用できない
- ・薬が切れることが心配
- ・車で行けなくなった時
- ・避難場所にひとりで行けない
- ・避難所にいることが苦痛や不安の種になる
- ・特になし

問39 あなたが、災害などの時に、避難所について不安なことは何ですか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. 避難所の設備が障がいに対応しているか（スロープやトイレなど）	58	32.8
2. 周囲の目が気になり落ち着かない	46	26.0
3. 情報伝達が適切に受けられるか	41	23.2
4. 介助してくれる人がいない	29	16.4
5. 慣れない場所で過ごすことができない	69	39.0
6. その他	6	3.4
7. 無回答	43	24.3
合計	177	165.0

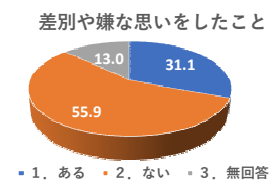


その他の詳細

- ・慣れない場所で過ごすのが何だか嫌だ
- ・トイレが心配
- ・表に出てしまう、止められない不随運動を見られ変に言われること
- ・特になし

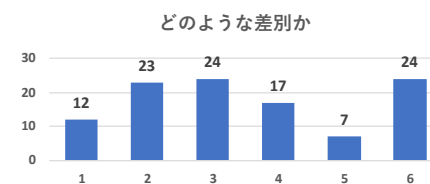
問40 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをすることがありますか（1つに○）

	(人)	(%)
1. ある	55	31.1
2. ない	99	55.9
3. 無回答	23	13.0
合計	177	100.0



問41 どのようなときに差別や嫌な思いをしましたか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. 勉強や仕事をしているとき	12	21.8
2. 住んでいる地域での日常生活で	23	41.8
3. 買い物などで外出したとき	24	43.6
4. 契約などの手続きのとき	17	30.9
5. その他	7	12.7
6. 無回答	24	43.6
合計	55	

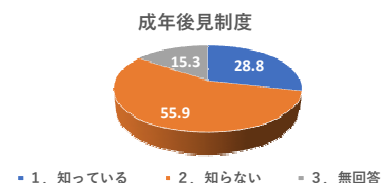


その他の詳細

- ・全部人にやってもらわなければならない
- ・外に出ただけで大騒ぎ。毎日毎日騒ぐ。
- ・個人情報が洩れる
- ・区の集まり

問42 成年後見制度についてご存知ですか（1つに○）

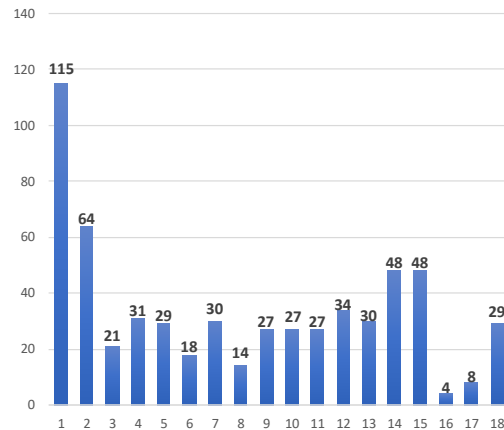
	(人)	(%)
1. 知っている	51	28.8
2. 知らない	99	55.9
3. 無回答	27	15.3
合計	177	100.0



問43 障がいのある人が暮らしやすい村となるために、特にどのようなことが必要だと思いますか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. 相談窓口で気軽に相談できたり、手続きなどが簡単にできる	115	65.0
2. 保健・医療・福祉に関する情報の提供（教室・こころの相談等の開催）	64	36.2
3. 参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の場の提供	21	11.9
4. 自宅での生活や介助がしやすいよう、段差等の解消や使い易いデザインの推進	31	17.5
5. リハビリ・訓練などができる場の提供（デイサービス事業など）	29	16.4
6. 障がい者（児）に関わる団体のボランティアの活動を支援	18	10.2
7. 障がいについて知ってもらうための福祉教育や啓発活動	30	16.9
8. こども園の受入れや、学校の受入れ体制の整備	14	7.9
9. 職業訓練や働く場所の情報の提供	27	15.3
10. 障がいの有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の提供	27	15.3
11. 地域の人が日常的に見守りや声かけをしてくれる支援体制の整備	27	15.3
12. 保健師や相談支援員による訪問指導	34	19.2
13. 障がいに配慮した住宅やグループホームなどの住まいの提供	30	16.9
14. 災害や緊急時に避難を手伝う体制の整備	48	27.1
15. ふだんの生活（買い物など）で、日宅から気軽に出かけられる仕組み	48	27.1
16. その他	4	2.3
17. 特にない	8	4.5
18. 無回答	29	16.4
合計	177	

暮らしやすい村になるため必要なこと



その他の詳細

- ・家族が障がいを受け入れていない。誤解している。本人に適切な対応が出来ない。それを消化できるチャンスはないか。
- ・通院時の送迎のできる病院が欲しい

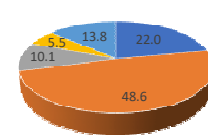
7. 介助・支援している方に伺います

問44 主に介助や支援をしている方は、宛名のご本人からみてどなたですか（1つに○）

（※問13で介護を受けている方57人と介護を受けていないが回答した方52人）

	(人)	(%)
1. 父・母・祖父・祖母	24	22.0
2. 夫・妻・兄弟姉妹・子ども・子どもの配偶者・孫	53	48.6
3. 施設・事業所の職員	11	10.1
4. その他	6	5.5
5. 無回答	15	13.8
合計	109	100.0

主に介助を受けている方



- 1. 父・母・祖父・祖母
- 2. 夫・妻・兄弟姉妹・子ども・子どもの配偶者・孫
- 3. 施設・事業所の職員
- 4. その他
- 5. 無回答

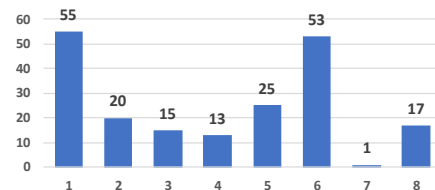
その他の詳細

- ・姪
- ・病院の職員
- ・親戚

問45 介助や支援を行っている方が困っていることや不安なことはどのようなことですか（いくつでも○）

	(人)	(%)
1. 自分の健康のこと	55	51.4
2. 自分の仕事のこと	20	18.7
3. 自分の時間がない	15	14.0
4. 介助を手助けしてくれる人がいない	13	12.1
5. 緊急時にみてる人がいない	25	23.4
6. 今後のこと・将来のこと	53	49.5
7. その他	1	0.9
8. 無回答	17	15.9
合計	107	

介助者が困っている・不安なこと

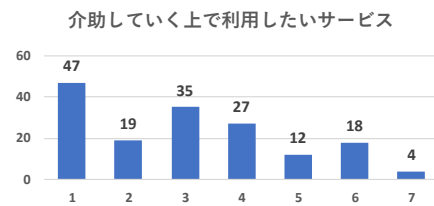


その他の詳細

- ・未記入

問46 介助していく上で利用したいと思うサービスや支援はどのようなものですか(主なもの3つまでに○)

	(人)	(%)
1. 専門的な相談ができること	47	43.9
2. 日常生活の介助(ホームヘルプなど)	19	17.8
3. 外出支援や送迎	35	32.7
4. 一時的に預けられる施設	27	25.2
5. 日中に訓練などに通えること	12	11.2
6. 金銭管理	18	16.8
7. その他	4	3.7
8. 無回答	22	20.6
合計	107	



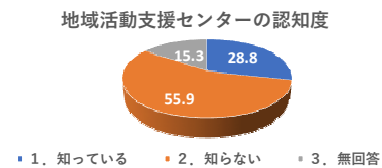
その他の詳細

- ・気管切開のため会話不能、通訳が欲しい
- ・無い

8. 地域活動支援センターについて(18歳以上の方のみ)

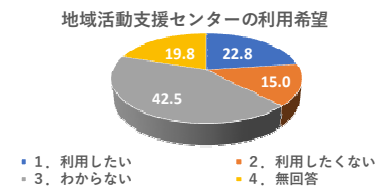
問47 あなたは、地域活動支援センターを知っていますか(1つに○)

	(人)	(%)
1. 知っている	59	35.3
2. 知らない	78	46.7
3. 無回答	30	18.0
合計	167	100.0



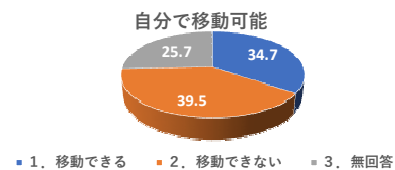
問48 あなたは、地域活動支援センターを利用したいと思いますか(1つに○)

	(人)	(%)
1. 利用したい	38	22.8
2. 利用したくない	25	15.0
3. わからない	71	42.5
4. 無回答	33	19.8
合計	167	100.0



問49 もし利用を希望した場合、あなたは自分で移動できますか(1つに○)

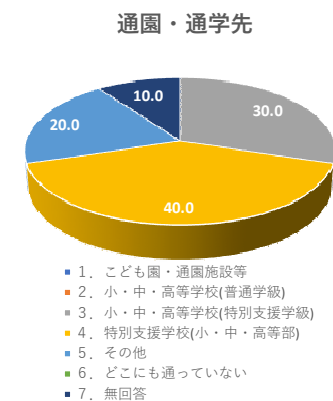
	(人)	(%)
1. 移動できる	58	34.7
2. 移動できない	66	39.5
3. 無回答	43	25.7
合計	167	100.0



9. 保育・教育について(18歳未満のみ)

問47 現在の通園・通学先はどこですか(1つに○)

	(人)	(%)
1. こども園・通園施設等	0	0.0
2. 小・中・高等学校(普通学級)	0	0.0
3. 小・中・高等学校(特別支援学級)	3	30.0
4. 特別支援学校(小・中・高等部)	4	40.0
5. その他	2	20.0
6. どこにも通っていない	0	0.0
7. 無回答	1	10.0
合計	10	100.0



その他の詳細

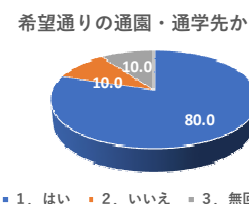
- ・定時通信制高校
- ・エンジェル園

問48 現在の通園・通学先は、希望通りの場所ですか(1つに○)

	(人)	(%)
1. はい	8	80.0
2. いいえ	1	10.0
3. 無回答	1	10.0
合計	10	100.0

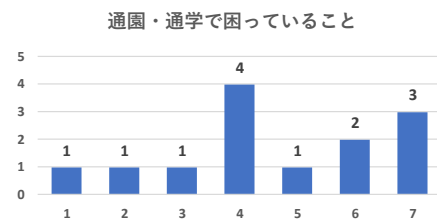
「いいえ」の理由

- ・こども園に通わせなかった



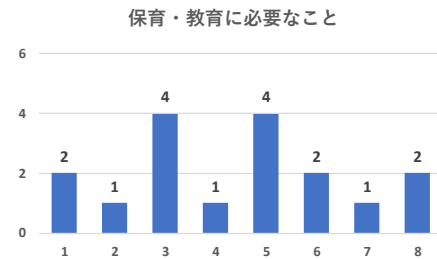
問49 通園・通学などについて困っていることはありますか(いくつでも○)

	(人)	(%)
1. 交通手段がない(通うのが大変だ)	1	10.0
2. 施設や設備が整っていない(使いにくい)	1	10.0
3. 介助体制が十分でない(手助けしてくれる人がいない)	1	10.0
4. 先生の理解や配慮が足りない	4	40.0
5. 友人の理解が得られない(友だちが自分のことをわかってくれない)	1	10.0
6. その他	2	20.0
7. 無回答	3	30.0
合計	10	



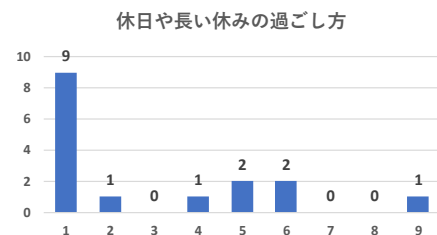
問50 保育・教育にどのようなことが必要だと思いますか(いくつでも○)

	(人)	(%)
1. 施設、設備、教材を充実させてほしい	2	20.0
2. 学校内の介助体制を充実させてほしい	1	10.0
3. 能力や障害の状況に合った指導をしてほしい	4	40.0
4. 通常の学校との交流機会を増やしてほしい	1	10.0
5. 就学相談や進路相談など、相談体制を充実させてほしい	4	40.0
6. 地域の人に、障がいのことを知ってもらう機会がほしい	2	20.0
7. その他	1	10.0
8. 無回答	2	20.0
合計	10	



問51 休日や長い休みはどのように過ごしていますか(いくつでも○)

	(人)	(%)
1. 家族と一緒に過ごす	9	90.0
2. 友達と遊ぶ	1	10.0
3. 習い事に行く	0	0.0
4. 児童クラブを利用する	1	10.0
5. 福祉サービスを利用する(日中一時支援事業所)	2	20.0
6. 福祉サービスを利用する(放課後等デイサービス)	2	20.0
7. 福祉サービスを利用する(短期入所)	0	0.0
8. その他	0	0.0
9. 無回答	1	10.0
合計	10	

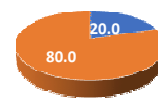


10. 18歳未満のお子さんの保護者の方に伺います

問52 お子さんは重症心身障害児(重度の肢体不自由と重度の知的障害が重複している状態)に該当しますか

	(人)	(%)
1. する	2	20.0
2. しない	8	80.0
合計	10	100.0

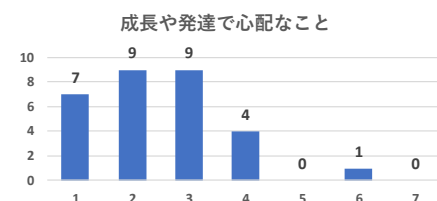
重度心身障害児



■ 1. する ■ 2. しない

問53 お子さんの成長や発達で心配していることは何ですか(いくつでも○)

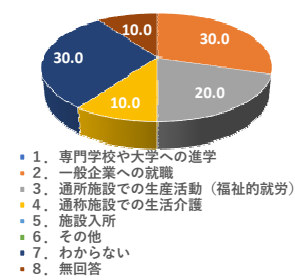
	(人)	(%)
1. 友人や周りとの対人関係	7	70.0
2. 就学や進学などの進路	9	90.0
3. 仕事や就職	9	90.0
4. 日々の健康状態	4	40.0
5. 医療体制	0	0.0
6. 家族との関係	1	10.0
7. その他	0	0.0
合計	10	



問5 4 お子さんが高等学校などを卒業した後の進路について、保護者の方が希望するものはどれですか（1つに○）

	(人)	(%)
1. 専門学校や大学への進学	0	0.0
2. 一般企業への就職	3	30.0
3. 通所施設での生産活動（福祉的就労）	2	20.0
4. 通称施設での生活介護	1	10.0
5. 施設入所	0	0.0
6. その他	0	0.0
7. わからない	3	30.0
8. 無回答	1	10.0
合計	10	100.0

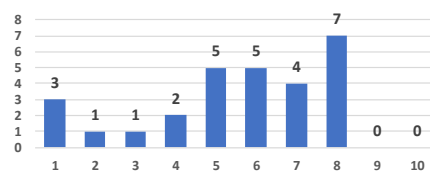
進路について保護者の希望



問5 5 お子さんの今後について特に不安に思うことはどのようなことですか（主なものを3つまでに○）

	(人)	(%)
1. 障がいや病状の悪化	3	30.0
2. 生活支援のための在宅サービスの不足	1	10.0
3. 障がいに応じた福祉施設の不足	1	10.0
4. 家族など介護者の体力的・精神的な負担	2	20.0
5. 経済的な負担	5	50.0
6. 就学や進学先の選択肢が少ない	5	50.0
7. 就職先の選択肢が少ない	4	40.0
8. 学校や職場での人間関係	7	70.0
9. 趣味や余暇活動など	0	0.0
10. その他	0	0.0
合計	10	

今後特に不安に思うこと



6 計画策定に係るヒアリング結果（各事業所等） 令和5年9月30日現在の調査結果

（1）社会福祉法人・NPO法人

10 法人へ発送し、全事業所より回答がありました。

相談支援については、障がい児相談支援が2箇所しかなかったところ、令和5年4月から新規に立上あがり、郡内3箇所となりました。3箇所とはいえ、抱える件数に事業所格差がある状況です。特定相談支援においても1箇所新規で立ちあがり4か所となりましたが、障がい児相談支援と同様、抱えるケースは事業所においてバラツキが大きい状況です。また、障がい児相談は、お子さんの早期発見・早期療育と隣り合わせで、福祉サービスへつながることで必然的に障がい児相談支援につながってきますが、児童発達支援事業所が石川地方に1か所、放課後等デイサービスが3箇所と需要と供給が相反しており、希望曜日、希望回数の利用につながらないという状況の事業所もあります。幼少期や児童期に療育を必要とするお子さんにはとても大切な役割を担っている反面、タイムリーな利用につながらない等の課題が生じている実情にあります。

就労継続支援B型事業所や生活介護事業所においては、利用定員より利用実人数が上回っておりますが、事業所職員の確保の難しさや利用者の出席率が安定しない等の課題も抱えている事業所がある状況です。そのような状況からも事業所の拡大や新規立上げにつながっていかない要因となっていると推測されます。

居宅介護事業所においては、社会福祉協議会で実施している居宅介護のみで各町村1事業所のみとなっています。地域で安心安全に暮らしていくためにも居宅介護サービスは必要なサービスとなり、居宅介護事業所の開拓が必要になってくると思われるが、地域性から新規参入ということにはハードルの高さを感じるため、共生型を視野に入れ高齢分野からの参入を働きかける仕組みが必要なのではと思います。

石川地方は特に交通弱者も多く、路線バスや乗り合いタクシーなどの少なさから自宅近隣から活動の場を広げていけないという悩ましさもあります。移動支援サービスもない現状の中、移動手段としてどんなことが考えられるのか、我が毎として地域で考えられるような仕組みづくりが必要なのではないかと思われれます。

共同生活援助は男女1か所ずつ運営している事業所がありますが、新規で共同生活援助を今後検討していきたいという事業所があり、家庭生活に困難さを抱えている方も他市町村まで行かなくとも、今まで通り事業所に通いながら地域で生活できる生活の場ができるということで、地域に根差した支援につながっていくと想定されます。

（2）障害者入所施設

3施設に発送し、全施設から回答がありました。

石川地方には、福祉型障がい児入所施設が1箇所、入所支援施設が2箇所あります。

入所施設では、重症心身障がい児・者及び医療的ケアを必要とする方の利用については、どの施設もまだ利用できない状況にあり、今後の利用に向けての整備でも予定がないとの回答でした。福祉型入所施設で専門的な医療型の施設ではないという要因もあると思いますが、看護師配置がされてはいるものの24時間配置されていないなど多岐にわたる課題があると想定されます。

入所施設からの地域移行については、3施設ともに「今後3年のうちに地域移行する見込み」の方がいるとのことでしたが、地域移行における課題として地域の受け皿不足（グループホーム）、成人施設に空きがない、そして児童入所施設では加齢児の地域移行、対象者の行き先が決まらないという大きな課題を抱えています。

施設入所の方でも地域で生活ができる方は地域へ移行していきませんが、地域生活が難しく手厚い支援を要する方は施設への移行を希望されても成人施設での空きがなく待機者が多く、施設への移行が難しい状況は変わりません。

（3）精神科病院

県中圏域・県南圏域にあります精神科病院7病院へ発送し、全病院から回答をいただきました。

石川町の入院者数が最も多く、浅川町、平田村となりますが、人口比から見ても石川町の入院者数が多いことは想定できますが、平田村は人口に比べ入院者数が多く、1年以上の長期入院者数でも石川町・浅川町とほぼ変わらない状況です。長期入院の方で、地域移行が進まない背景にはどんな理由があるのか等、地域移行を進める上で、1人ひとりについての家族の理解や生活圏である地域で精神障がいについての正しい理解が必要なのかと思われます。併せて、石川地方には地域移行支援事業所が1か所ありますので、退

院の際には、地域移行などを活用し、地域で安心して暮らせるよう段階を踏みながら地域生活へスライドしていくなどの手厚い支援も大事なプロセスになると思います。

また、地域移行を進める時には地域包括ケアシステムの視点から考え、入院時の情報共有がされることで退院時もスムーズになるのではということで、入院時・退院時の情報共有をオートマチックに行われるような仕組みづくりができると良いという意見、そして地域自立支援協議会へ参画していただくことで地域を知ってもらうことにつながると思いますので、協議会へ参画してもらえるような働きかけをしても良いのではと思います。

(4) 支援学校

石川地方 5 町村のお子さんが在籍されている 5 校に発送し、全ての学校から回答がありました。

石川郡内に設置されております福島県立石川支援学校への在籍数が最も多く、中でも高等部へ通われている生徒数が多い状況です。

卒業後の進路という所では、一般就労（障がい者枠）、就労継続支援 B 型事業所の利用を希望されている方が多く、「障がい者就業・生活支援センター」の回答でもあったように、本人・家族と学校の意向が合わない、見立てとマッチングしないなどの状況から、就職はしたものの離職し定着につながらない等課題がありました。そのような結果にならないよう関係機関で情報共有を行い、本人の見立て、本人の希望との摺合せが必要と考えます。併せて、在籍中において、本人にマッチングする仕事などをナビゲートしていく役割を学校に担っていただければと思います。

(5) 相談支援事業所

9 事業所に発送し、すべての事業所から回答がありました。

石川地方では、特定相談の事業所が 1 事業所、障がい児相談支援を行う事業所が 1 事業所増えました。

それでも人材不足から、相談支援専門員や相談支援事業所が増えないという現状もあり、相談支援専門員は過剰の件数を抱えている状況です。また、石川地方の特色として、特定相談・障がい児相談においては他職種との兼務で相談業務を担っている方が主となっています。

以上のような課題から、相談支援事業所増に向けて、各法人へ働きかけを毎年行っていますが、どの法人においても人材の確保の難しさや事業所内での課題があり、思うように進まない状況です。

また、近年では困難なケースや家族支援を要するケースなど多様なケースが多く、特定相談、障がい児相談ではあるが一般相談的な動きを要するなど、計画相談のみの支援にとどまらず必要に応じた支援が求められています。相談支援専門員の役割の理解と、相談支援専門員は関係機関の中心ではなく、関係機関と同じ立ち位置である事の理解を深めていただくことが、事業所の人材育成の課題解決にもつながります。

(6) 親の会

親の会 3 か所に発送し、全て回答がありました。

その 3 か所のうち、1 箇所については、会員の高齢化に伴い、令和 5 年 4 月 1 日より活動中止の状態です。広報の仕方や親の会の活動などの周知方法など様々な工夫をする事で若い世代の方が興味を持ち、会の維持につながってくるのではないかと感じました。

また、会員の方の高齢化が課題であれば、「親亡き後・・・」などを考える場になったのではないかと思います。活動中止は残念な結果となりました。単町村での活動が難しいのであれば、石川郡での活動も視野に入れながら、どうしたら活動を存続できるのか、お子さんの今後を共有し考えていける場づくりができると良いと感じました。

(7) 居宅介護事業所

5 事業所へ発送し全ての事業所から回答をいただきました。

居宅介護事業所は、各町村の社会福祉協議会のみとなりました。

主たる対象者については、3 障がい対応が多かったなか、難病に対応している事業所が 2 事業所ありました。また、一部のヘルパーステーションでは精神障がいの方への対応はしていないとの回答で、障がい理解の乏しさから障がいのある方への対応が困難と考えているのか、又は対象となる利用者がいないのか等検証が必要と思いますが、障がいについて学びの場があり同じ悩みや対応方法などを共有できる場があると支援にもつなげていけると感じました。

また、社会福祉協議会は地域を知っているからこそ、様々な機能を担っていると思います。ヘルパーの高齢化、人材不足など課題が山積みと思いますが、障がいのある方が地域で安心安全に生活していく上で居宅介護事業所には生活面の支援が必要な方のお手伝いを担っていただければと思います。

(8) 日中活動事業所

日中活動支援事業所 8 箇所へ発送し、全ての事業所から回答をいただきました。

石川郡内 4 町村に、日中活動の場が設置されていますが、古殿町は日中活動の場がなく、地域にも遠いということから公共交通機関も少なく交通弱者であり、日中活動に行くには送迎サービスが必須となってしまいます。各町村に日中過ごせる場があると、身近なところで事業所を利用し就労に向けた練習、また家庭と事業所を生活の場とするメリハリのある時間を過ごすことにつながり、家族・利用児（者）の負担軽減を図ることができると思います。

児童期においては、児童発達支援事業が郡内に 1 事業所のため、幼少期の療育を考えたときに利用児や家族の意向が充足されているのかという課題もあります。そして、石川地方には児童発達支援センターが未設置であることから、児童期の事業所職員の人材育成や家族が安心して子育てができるよう家族支援を行うことができるよう児童発達支援センター設置へ向けた働きかけについて協議会などを活用して行っていく必要があると思います。

運営上の課題としては、どの事業所も共通していますが、人材不足、そして専門職としての質の担保や質の向上が求められており、医療的ケアを必要とする方の受入れや重症心身障がいの方の受入れができないという要因にもなっております。

(9) 共同生活援助事業所

石川地方において、唯一のグループホームです。

定員に達しないなど課題があるとともに、建物の老朽化、利用者の高齢化による支援の多様性など課題が多岐にわたっています。建物の老朽化から利用者への負担の懸念などが示唆されており、事業所の課題については、今後どうしていくのか方向性を検討していただき、課題解決につなげて欲しいと思います。

グループホームの建物、高齢化に対応した運営など利用者の方の安心安全な生活につながるよう、環境整備についてご検討いただければと思います。

(10) 障がい者就業・生活支援センター

県中圏域・県南圏域の障がい者就業・生活支援センター 2 箇所へ発送し、全ての事業所から回答をいただきました。

石川地方は県中圏域に位置しますが、県南圏域にも隣接していることから、県南圏域には県中圏域の約半分近くの方が登録している状況です。

就労すると通勤手段も必然的に必要となります。車の免許を保持している方は移動に困難さはありませんが、公共交通機関も少ない、免許もないとなると仕事に通う前段階の課題となり、職場に通いやすい環境を求めると、地域外での就労と生活の場が必要になってきます。慣れない 1 人暮らしをはじめるにあたっては、自立生活援助のサービスが充実されると安心して生活を開始することにつながってくると思われますが、石川郡内では自立生活援助の必要性が少ないかもしれません。しかし圏域という大きな地域で考えると、自立生活援助が整備されることで生活面が安定し、就労へも少なからず良い影響につながってくると思います。

また、就労した後の定着にも課題があります。本人や家族と学校の意見が合わない、見立てがマッチングしていない等の課題を持ったまま就労することで、中途退職となり定着につながらない場合もあります。

7 用語説明

あ行

○育成医療

身体に障がいのある児童に対して生活能力を得るため必要な医療の給付を行う制度。

○医療的ケア児

病院以外の場場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする児童。

○一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労で、「福祉就労」に対する用語として使用。

○SDGs

持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

か行

○基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う事業。

○権利擁護

生活の様々な場面で権利を侵害されやすい認知症高齢者や障がいのある方が安心して日常生活を送れるよう、弁護又は擁護すること。

○高次脳機能障がい

脳の損傷により生じる認知機能の障がいで、事故による頭部外傷や脳血管障がい等の脳の疾病、感染症や薬物・アルコールによる中毒等、様々な原因によって脳が損傷を受けたことによる、言語・思考・記憶、行為等の認知機能に生じる障がい。

○更生医療

身体障がい者の障がいの軽減や除去をすることで、職業能力を推進し、社会生活を容易にするために必要とする医療費の給付を行う制度。

さ行

○サポートファイル

幼児期から学齢期、就労期まで、ライフステージを通して、関係機関による継続した支援を行うことができるよう、障がいや発達上の課題、必要な支援等についての情報を記入したファイル。

○障がい者計画

障害者基本法に基づき、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画のこと。

○障害者基本法

障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人に関わる施策の基本となる事項を定め、障がいのある人の自立と社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動への参加の促進を規定し、「完全参加と平等」を目指すことを目的としている。

○障害者虐待防止法

障がいのある人の虐待の禁止、予防と早期発見による虐待の防止、養護者への支援等を講じるために制定された法律。虐待を受けたと思われる障がいのある人を発見した場合は、速やかに市町村や都道府県に通報する義務も定められている。

○障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称。障害者基本法の基本理念に沿って、障がい者を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。

○障害者就業・生活支援センター

障がいのある方の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する事業。

○障害者総合支援法

平成 25 年 4 月 1 日から、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とされ、障がいのある人の定義への難病等の追加や、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施された。

○自立支援医療

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度をいい、更生医療、育成医療、精神通院医療の 3 種類がある。

○身体障がい

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいう。身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚・平衡機能障がい、③音声・言語・そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能の障がいの五つに分類されている。

○身体障害者手帳

視覚、聴覚、手足や臓器などに障害のある方に交付される手帳。障害の種類別に 1 級から 7 級の等級が定められている。

○精神障がい

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する者と定義される。

○精神障害者保健福祉手帳

統合失調症、うつ病、てんかん、発達障害などの精神疾患に当てはまると認められた方に交付される手帳。障害の程度によって重度のものから 1 級から 3 級までの等級があり、精神障害の状態とそれに伴う生活能力の障害の状態を総合的にみて等級が判断される。

○成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な人について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。

○相談支援事業所

主に、障がい福祉サービス等の利用計画を作成する指定特定相談支援事業者や、指定障害児相談支援事業者と、地域生活への移行に向けた支援等を行う指定一般相談支援事業者の総称。

た行

○地域活動支援センター

障がいのある人に創作的活動・生産活動の機会を提供することにより、社会との交流を促進し、自立した生活を支援する施設。

○地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指す社会。

○地域自立支援協議会

障がいのある人が障がいのない人と共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向けて協議を行うための会議。

○地域ネットワーク中核機関

専門職による専門的助言などの支援の確保や、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

○地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制。

○知的障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態のこと。

○地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

○特別支援学校

学校教育法に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授ける学校。

な行

○難病

厚生労働省の難病対策で取り上げられている疾患。原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病。平成25年4月から障害者総合支援法に定める障がい者（児）の対象に、難病等が加わり、障がい福祉サービス、相談支援等の対象となった。

○ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動する社会こそが本来のあるべき姿という考え方のこと。

は行

○発達障がい

乳児期から幼児期にかけて発達の遅れや機能獲得の困難さが生じる心身の障がいで、通常、自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習症、注意欠如多動症その他これらに類する脳機能の障がいのこと。

○バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、高齢者や障がいのある人の利用にも配慮した設計のこと。車イスで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、手すり、点字の案内板など。

○PDCA

Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（見直し）という過程によって業務を継続的に改善していく政策サイクルのこと。

○ペアレントトレーニング

発達障がいなどの子どもの保護者に向けた、親のためのプログラムのこと。

○ペアレントプログラム

保護者が子育てがうまくいかないと感じたり、子どもの発達が気になった段階において最初のステップとして取り組めるよう開発された全6回のグループプログラムのこと。

○ペアレントメンター

発達障がいのある子どもの子育てを経験し、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた人のこと。同じような障がいがある子どもの保護者に対して、悩みを共感し、子どもへの関り方や地域で利用できる支援等について助言することができる。

○包容（インクルージョン）

教育及び福祉の分野では障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、住民が包み込んだ共生社会を目指すという考え方（理念）として捉えられている。

ま行

○モニタリング

障がい福祉サービスや地域相談支援等が適切に利用されるよう、利用状況の確認や計画の見直し、各関係者との連絡調整等の支援を行うこと。

や行

○ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍等の違いを超えて、だれもが利用しやすいよう、あらかじめ配慮し、まちづくりや建物、施設、製品等のデザインをするという考え方。

ら行

○ライフステージ

人間の一生を、誕生してから死に至るまでのそれぞれの過程における生活史上の段階に沿って、乳幼児期、学童期、青年期、壮年期、高齢期などに分けたもの。

○リハビリテーション

心身に障がいのある人の全人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のこと。

○療育

発達障がいなど、さまざまな障がいをもつ子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。

○療育手帳

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。

平田村障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定委員名簿

任期：令和5年10月1日から令和8年3月31日

氏 名	役 職	構 成
野 崎 保	平田村身体障がい者福祉会会長	学 識 経 験
吉 田 明	平田村民生児童委員協議会会長	学 識 経 験
鈴 木 雅 史	郡山市障がい者基幹相談支援センター 相談支援アドバイザー・主任相談支援専門員	福祉事業従事
関 根 拳	NPO法人がんばろう会 だんでらいおんサービス管理責任者	福祉事業従事
瀬 谷 ノ ブ 子	相談支援事業所あいくる 相談支援専門員	福祉事業従事
吉 田 清 美	石川地方障がい者基幹相談支援センター 管理者	福祉事業従事
根 本 恵 子	平田村地域包括支援センター 統括主任兼主任介護支援専門員	関係行政機関

第2期 平田村障がい者計画

第7期 平田村障がい福祉計画

第3期 平田村障がい児福祉計画

令和6年3月

発行 平田村

〒963-8292 福島県石川郡平田村大字永田字切田 116

TEL 0247-55-3119 健康福祉課